

令和 5 年 第 3 回 定例会

長柄町議会 会議録

令和 5 年 9 月 14 日 開会

令和 5 年 9 月 14 日 閉会

長柄町議会

令和5年長柄町議会第3回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（9月14日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	7

鶴岡喜豊君	8
-------	---

1. 町民の三つの権利について
2. 物価高騰による町の支援について
3. 長柄町第8支団の消防団の改革について
4. 有害獣焼却施設の建設について
5. 議会改革について

本吉敏子君	25
-------	----

1. 長柄町の新しい情報配信について
2. 町の包括連携協定と災害時の協定について
3. ふるさと納税について

宮坂陽一郎君	43
--------	----

1. 災害時要援護者避難支援に関して
2. 高齢者の安否確認に関して

- 3. タクシー券交付事業に関して
- 4. 地域公共交通計画策定に関して
- 5. 旧水上小学校の現状に関して

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第3号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	66
○議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○会議時間の延長	89
○同意第1号の上程、説明、採決	96
○同意第2号の上程、説明、採決	98
○閉議及び閉会の宣告	99
○署名議員	101

令和5年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月10日

長柄町長 月岡清孝

1 期 日 令和5年9月14日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	高 橋 智恵子 君	6 番	岡 部 弘 安 君
7 番	鶴 岡 喜 豊 君	8 番	池 沢 俊 雄 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	三 枝 新 一 君	12 番	柴 田 孝 君

不応招議員（なし）

令和5年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和5年9月14日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度長柄町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 議案第 1号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 令和4年度決算認定
- 日程第 9 報告第 1号 令和4年度長柄町健全化判断比率について
- 日程第10 報告第 2号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第11 報告第 3号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第12 議案第 4号 令和5年度長柄町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第 5号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 6号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員(12名)

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 金 坂 光 章 君 | 2番 | 宮 坂 陽一郎 君 |
| 3番 | 佐久間 繁 英 君 | 4番 | 神 崎 清 美 君 |
| 5番 | 高 橋 智恵子 君 | 6番 | 岡 部 弘 安 君 |

7番 鶴岡喜豊君
9番 本吉敏子君
11番 三枝新一君

8番 池沢俊雄君
10番 古坂勇人君
12番 柴田孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	月岡清孝君	総務課長	内藤文雄君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	山越康弘君
健康福祉課長	森田孝一君	建設環境課長	若菜聖史君
産業振興課長	小泉義彦君	会計管理者	小川久美子君
こども園長	川嶋静雄君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼給食センター所長	西周信幸君	生涯学習課長 兼公民館長	石井和子君
選挙管理 委員会書記長	内藤文雄君	農業委員会 事務局局長	小泉義彦君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤幹宏	議会書記	貝塚匡
議会書記	那須悠太		

開会 午前10時01分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまでございます。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

3番 佐久間 繁 英 君

4番 神 崎 清 美 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月14日から15日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から15日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から令和4年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価について報告がありました。また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。

加えて、本年7月25日に受理し、今月1日に結果が公表された住民監査請求の結果についても、監査委員から通知がありました。

いずれも印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（柴田 孝君） ここで、町長、月岡清孝君から発言の申出がありましたので、これを許します。

月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。

初めに、9月8日の大雨による被害により被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活再建をお祈り申し上げます。

それでは、町内各所で浸水や土砂崩れなど甚大な被害を及ぼした大雨災害につきまして、本町の対応及び被害状況をご報告いたします。

今回の災害をもたらした台風13号は、事前の予想よりもやや西に進路を変えたものの、前線の影響により強い雨が降る予報でありました。

8日朝6時38分に大雨警報が発令され、第2配備体制をしいたところでありました。その後、

7時30分に警戒を呼びかける防災無線を放送し、雨脚が強まったことから、8時40分に避難指示を発令いたしました。同時に体制を第3配備に切り替え、災害対策本部を設置いたしました。

本町刑部地先に設置されている千葉県の雨量計によると、累計雨量で322ミリと発表されており、この強い降雨により内水氾濫等が多発し、本町に甚大な被害を及ぼしたものと推察しております。

災害の状況ですが、住家災害は80件を超え、土砂災害、浸水被害も数多く報告されております。引き続き、被害の全容把握に努めてまいります。

避難所対応につきましては、8日午前7時に、福祉センター及び長柄中学校体育館に開設し、翌日の天気の回復をもって閉鎖いたしました。

被災者の支援体制といたしましては、今後、災害支援室のような部署を設け、窓口の一元化を図り、支援制度に関する相談をワンストップで受けられる体制を取りたいと考えております。

災害ごみに関しましては、翌日9日午後から、計画に沿って役場職員駐車場を指定し対応したところであります。今後は、長生郡市広域市町村圏組合と協議の上、現場の保全から搬出までの万全を期してまいります。

また、土砂災害による土砂の仮置場につきましては、田代の町有地を使い、受入れを始めています。

今回の災害は、被害の甚大さを鑑み、令和元年災害と同様に町独自の見舞金制度も創設し、被災者を支援してまいります。

道路や農業施設も大きな被害を受けており、現在も早期の復旧に向け対応中であります。

災害対応に当たりましては、今後とも町民の皆様の安全を最優先に対応してまいりたいと存じます。

終わりに、一日も早く町民の皆様が元の生活に戻れるよう、役場職員一丸となって最優先で取り組んでまいりますので、今後とも議会の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

以上、大雨による被害状況の報告といたします。

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては一問一答方式とし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ通告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

また、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内に終わるようご協力をお願いいたします。

なお、3番、佐久間繁英君と5番、高橋智恵子君から、9月8日の台風13号による大雨被害発災後、まだ日も浅く、議会各議員及び町各部局も災害対応があるため、議会運営は簡易にすべきではないかとの考えが伝えられました。そのため、今定例会の一般質問を取り下げたいとの申出があり、これを許しますので、ご報告します。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。7番、鶴岡喜豊です。傍聴人の皆様には、まだまだ暑い中、議会の傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。

初めに、台風13号による大雨で甚大な被害を受けました町民の皆様にお見舞い申し上げます。

今年の夏は議会議員一般選挙が行われ、私は再度、町民の負託を受け、4年間、議会議員として支援に応えられるように頑張っていきますので、町長をはじめ執行部の皆様には、どうぞよろしく申し上げます。

執行部と議会は、よく車の両輪に例えられますが、私は車の両輪のように、右のタイヤが右を向けば左のタイヤも右を向く、何でも執行部のイエスマンの議員ではなく、車に例えるならブレーキとアクセルだと考え、執行部の予算、政策に反対のときはブレーキをかけ、反対する。執行部の予算、政策に賛成のときは、アクセルを踏んでスピードアップをして、政策を進めていきたいと考えています。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、町民の三つの権利について伺います。

日本国民には、生存権、教育を受ける権利、参政権の三つの権利がご承知のようにあります。私は、長柄町民の三つの権利を考えてみました。町長は、私の考えた町民の三つの権利に対してどのように考えているか伺います。

最初の権利は、町民の知る権利です。

町民の知る権利とは、町民に正確な情報を届けることでもあると考えています。しかし、今は正しい情報が届いておらず、町民の権利を欺いていると私は考えています。

今、町では住民監査請求があり、問題となっている議員の政務活動費の交付について、長柄町のホームページに掲載されている政務活動費について、議員からの申出により、政務活動費の一部、広報費 4 万 2,900 円を町に返還していますと掲載されています。

しかし、政治資金規正法、公職選挙法違反により茂原警察署に告発した資料が手に入り、内容を見ると、長柄町長より政務活動費交付決定（一部）取消通知書、政務活動費返還命令書が交付されていることが分かりました。

つまり、政務活動費の返還は議員からの申出ではなく、事務上の返還の手続はあくまでも取消通知書、返還命令書によって返還したことになり、長柄町のホームページの掲載は事実と違い、町民の知る権利を欺いている掲載だと私は考えています。

町長の知る権利について考えを伺います。

次の権利は、町民が行政に参加する権利です。

町にはいろいろな委員会、会議があります。それらの委員は執行部が選出しています。以前、私が公民館建設推進委員として、公民館建設のために意見を述べていたら、議員だから威張っているなど言われました。これは、執行部が選出した委員で、筋書どおりに委員会が進まないと考えた委員が発言したことだと思っております。

このような会議では実際の会議が進まず、自由な議論が求められないと考えておりますが、町長の考えを伺います。

三つ目の権利は、町民が行政のサービスを平等に受ける権利です。

町民の方より、うちには何々の連絡がない、何々のサービスを受けていないと言われたことがあり、以前、私は民生委員の活動について一般質問したことがあります。覚えていると思います。

町長が、行政のサービスを平等に受ける権利についてどのように考えているか。

この 3 点について伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 町民の三つの権利についての質問にお答えいたします。

町民の知る権利、町政に参加する権利、行政サービスを受ける権利についてのご質問ですが、知る権利については、町民が権力に妨げられることなく自由に行える権利であり、情報の公開を請求することができる権利であると解釈され、憲法の表現の自由を確保するために保障されている権利であると考えます。

町では、議会でのご意見を受け、町民の理解と信頼を深め、開かれた町政を一層推進するため、本年4月から審議会等の公開に関する指針を定め、会議を原則公開とし、審査過程の透明性向上に努めているところです。

また、町からの情報発信に対する各種ご要望も受けておりますので、広報業務の経験豊富な方を活用するなどして、町ホームページやその他公式SNSなどを有効活用した情報の発信に努めてまいりたいと存じます。

次に、町政に参加する権利は参政権として、選挙に参加することや条例の制定や町の仕事の監査を請求すること、解職や解散などの直接請求権が認められています。

町民はまちづくりの主体であり、町政やまちづくりに積極的に参画してもらうことで、より一層、町を活性化していきたいと考えています。

議員ご指摘の審議会や委員会の委員選考における公募については、まちづくりなど新たに多くの皆様から広くご意見を聞く必要が生ずれば、積極的に公募委員の導入に向け、検討してまいりたいと存じます。

行政サービスを受ける権利は、地方自治の本旨となりますが、住民の福祉の増進を図ることを基本に、町の役務の提供をひとしく受ける権利を有しており、行政サービスは全ての町民にひとしく提供すべきものと考えます。

町民の権利について概要を申し上げましたが、それぞれの権利には一定の制約や義務が伴うことにより権利が保障されるものと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 知る権利について、表現の自由とか情報の公開とか大きなことについては聞きましたけれども、私が単純に知る権利として、現在ホームページに掲載されている、議員の申出により返還したということが間違いじゃないかと。そのことについてはいかがで

しょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

政務活動費の関係でございますが、監査委員の報告書のとおりになるということで認識しております。あくまでも本人からの申出により、議長が許可したという経過だと認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 監査委員の報告云々って、今日の朝もらったんですよね、9月1日付なんですけれども。中身を見て、もうちょっと考えれば質問の中身も直しましたけれども、今日もらって、この質問の原稿を直せなかったからこういう原稿になったんです。

本人の申出じゃなくて、事務上の流れはあくまでも一部取消し、町長からの返還命令、それが文書として、事務としての結末でしょう。本人からの申出云々じゃないじゃないですか。私はそう思いますけれども、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

議会事務局長、佐藤幹宏君。

○議会事務局長（佐藤幹宏君） 鶴岡喜豊議員のご質問にお答えいたします。

まず、本日、朝の段階で議員の皆様、議会に対しての監査結果の通知はお配りしましたが、9月1日に町ホームページ、町掲示板に掲載し、公表しているものでございます。

それで、先ほど議員のおっしゃった件でございますけれども、確かに町長の取消命令が出て、最終的にそこで返還になったというのは間違いではございませんが、そもそもの原因は、高橋議員のほうから長柄町議長に返還の申出があり、それを議長が認め、長柄町長に報告し、長柄町長が取消命令を出したと、こういう流れがこちらのほうに記載してございます。ですので、その結果のとおりだというふうに私は判断しております。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） これはいつまで行っても平行線だと思いますので、終わりにしたいと思っておりますけれども、そのほかに、知る権利として、私はこれ明らかに間違った掲載だと考えておりますけれども、執行部は議員からの申出があったからということで突っ張っておりますので、幾ら話し合ってもまとまらないと思うんですよ。

次に進みたいと思っておりますけれども、知る権利についてもう一つ、例えば広報ながら4月号、

町長の施政方針の最後に、文末に米印で、子育て支援金事業について、予算審査の過程において給付内容の見直しを行い、祝い金をすることになったと掲載されていましたが、実際はそうじゃないでしょう。予算の常任委員会で反対され、否決され、それで直したものだと思えますけれども、内容が全然、執行部の都合のいい掲載であり、情報をねじ曲げて掲載していると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

さきの3月の予算議会におきましての案件ということで、その前に開会に当たりまして町長が施政方針で申し上げた内容と、最終的に予算委員会を経て固まった内容にそごが出ていたので、発言をした内容は訂正できないため、まずそのまま、発言した内容のままの掲載が広報の見開き2ページもしくは3ページにうたったものでございます。

ただ、その中には数字的なものも含めまして、生まれたところからこども園の入園、小学校入学、中学校入学、そして中学校卒業時ということで、2万円という数字でこれから子育て支援を幅広くやっていくという、多分、趣旨の施政方針だったというふうに記憶しておりますが、結果としてそれが支給されない年限もございまして、金額も上がったというその事実につきまして記載をし、子育て支援そのもの自体はしっかりとやっていくという趣旨で記載をしたというふうに私は記憶しております。

何かねじ曲げるとか、そういうような趣旨ではなかったということだけご理解いただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 白井課長の言うのはもっともだと思いますけれども、ただ、執行部の都合いい文面云々だけだと私は考えているんですよ。

実際、施政方針で言ったのは確かにそのとおりですよ。それがどうして変わったかというのは、見直し云々するに当たっては、否決になったから見直したんじゃないんですか。それが事実じゃないんですか。

あくまでも審議をして見直したと、審議するのは当たり前のことじゃないですか。その審議をして、否決になって見直し、補正予算にして事前に直したということで話し合って直したと思うんですけれども、そういう事実が実際、町民には全然伝わっておらず、私は町民の知る権利がどうしても行き届いていないと感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員のこの本会議でのご質問のご意見ですので、そのような取られ方をしたということについては、真摯にきちっと受け止める、私はそういうつもりでおります。

ただ、ただというのはまたよろしくないのかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、私どもといたしましては、予算の委員会で否決という形は確かにございましたし、総意として方向性を変えようという趣旨は十分理解した上で、その後の話合いの中で決着点を見いだしたというところがございますので、予算の本会議での審査といたしましては、一旦予算が可決をしたという形になってございますので、そこについての否決とかそういう文言の記載については、細かく議事録を読めば町民の皆さんにも伝わるのかなというふうには思いますが、その辺が難しさもございまして、短い五、六行の中にそれをまとめ上げたというもので、伝え方を隠そうとしたとかそういうことではなく、本会議において一応、可決という事実は事実として、内容は変わりますけれども、その辺を私どもとしては分かりやすく書いたつもりでございました。

冒頭、申し上げましたけれども、そのようなご意見があるということは真摯に受け止めて、今後の広報の記載の方法に役立てていきたいというふうに思っておりますので、ご理解ください。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことがあったから、私は令和5年度の一般会計当初予算、反対して、多分広報にはバツで私は回っていると思いますけれども、今、白井さんが言ったようなことがあったから、私は常任委員会だけじゃなくて本会議でも、広報は反対したわけです。よく覚えておいていただきたいと思います。

どうしたら正確な、見える、分かる、欺く、ねじ曲げることのないような、本当に町民が知りたい事実を長柄町のホームページ、広報ながらで配信できると考えるか。白井課長、考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えになるかどうか分かりませんが、本当に真摯に実直に、我々、仕事をしているつもりでございます。

足りない部分については、このようなご意見をいただきながら、改めるべきは改めながら進歩していければと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 次の質問に入りたいと思います。

2番目、次に、物価高騰による町の支援策について伺います。

第2回定例会において、物価高騰の支援策として、佐久間議員より地域応援券の発行の提案があり、議会運営協議会で補正予算の説明があり、臨時交付金により3,500円の地域応援券を発行すると聞きました。

私は、現金を支給するような方法ではなく、町民のふだんの生活の中において、ソフト面の中でも物価高騰の支援ができないか考えていました。

地域応援券を発行すれば、ごみの袋も買えるという考えの課長もいるようですが、あきらめました。上からの目線で考えるのではなく、次の支援について考えてみましたが、町長の考えを伺います。

最初に、各世帯の水道料金、30立方メートルの支援を町長は考えないか伺います。

次に、各世帯にごみ袋10組、100枚の配布を町長は考えないか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 物価高騰による町の支援についてのご質問にお答えいたします。

昨今、原材料価格や物流費の高騰を受け、食品、サービス、電気・ガスなどの幅広い分野での値上げの動きが広がっており、メディアでは値上げラッシュという報じ方もされ、庶民の生活はますます厳しい状況となることが予想されております。

この物価高騰につきまして、さきの第2回定例会においての補正予算の中で、一部でご審議いただいたところですが、国において電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といたしまして、本年3月29日付で内閣府から全国都道府県及び市町村に対しての通知が出され、本町には2,783万8,000円の交付限度額が示されており、このうち、これまでに子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とした子どもの成長応援臨時給付金事業として、ゼロ歳から6歳までの子供を持つ世帯へ1人当たり1万円、事業費で167万8,000円を充てており、この交付金の残りの支援事業といたしまして、本議会において補正予算として幾つか計上しているものでございます。

このうち、幅広く町民の皆様が支援を実感できるものとして、このたびも地域応援券を発

行するものであり、さきの議会の一般質問でもそのような答弁をさせていただいたところ
あります。

議員ご提案の水道料金の支援やごみ袋の配布とは、応援、支援の方法での相違はござい
ますが、医療機関や社会福祉施設への支援や、公共交通事業者への支援に加えて、広く町民の
皆様に支援が行き届くようにとの思いからの地域応援券でございますので、何とぞご理解を
賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 30立方メートルの減免について伺います。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○町内でどのくらいの世
帯が水道料金30立方メートルの減免を受けているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

252世帯ほど減免を受けてございます。

〔「町長の家はどうですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 個別の世帯については、承知はしてございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 町長は、自分の家だけ水道料金の30立方メートルの減免を受けてい
ればよいと考えているわけは当然ないと思いますが、行政サービスを平等に受ける権利から見
ても、一部の世帯、252世帯ですか、が30立方メートル減免を受けていますけれども、物価
高騰の支援なども考えて、町全体の世帯の減免をすべきだと考えますが、町長の考えはいか
がでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問でございますが、鶴岡喜豊君の発言は個人の、個人情
報ということで、不適當と認めますので、発言の取消しを求めます。

○7番（鶴岡喜豊君） 町長云々は別にして、私は252世帯、長柄町で30立方減免しているの
ならば、高騰支援策を考えて全世帯を減免したらいいが、そういう考えはないですかと聞い
ていまして、個人の云々じゃないと思いますので、答弁願います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、先ほど申し上げました252世帯の減免についてでございますが、こちらについては実際には管理をされているのは長生郡市広域市町村圏組合ということで、議員もご承知のことかと思えます。こちらのほうに確認をさせていただいたわけでございますけれども、これは過去の経緯から、水源となる地域に対してその補償を行ってきたものというふうに伺ってございます。

また、30立方メートルの減免ということでございますけれども、これにつきましては先ほど町長の答弁のとおり、町長のお考えとしてご答弁させていただいたところであります。

参考までに、30立方、お幾らぐらいかということで申し上げますと、30立方ですと6,143円と、今の料金に直しますとなっております。したがって、本町の全世帯、252世帯は別といたしましたときには、1,660万円ほど要するということとなります。

加えまして、世帯ということですが実際には一人世帯、二人世帯、三人世帯というような形でいらっしゃると思います。三人世帯ぐらいですと、おおむねこの6,143円を上回らないということになります。

ですので、これはあくまでも、今申し上げたのは参考の数値ではございますけれども、先ほど町長の答弁のとおり、いろいろな形で利用できる形で、町は地域応援券というような形を取らせていただいていることをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私、町長じゃありませんので決定権ございませんので、質問だけです。

次に、ごみ袋10組の配布についてお聞きしたいと思います。

ごみ袋の単価は、長生広域の水道と同じで組合が決めており、長生郡市でごみの袋の値段が同額なのは当然知っています。

千葉県内で比べて長柄町のごみの袋、どのくらい高いか執行部は考えたことがあるでしょうか、伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご指摘のとおりその金額については、申し訳ございません、私、ほかの町村のその金額について承知はしてございません。

しかしながら、この長生郡市で一括したごみ処理を行う上で必要な経費という中で、住民

の皆様にご負担をいただくその分ということで定められている金額でございますので、これについて他市町村と比較し、その金額については是非を手前どものほうで、現在、はかるようなことはしてございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 執行部でどのくらい高いか考えたことがないということですので、私、ちょっと調べましたのでお教えします。

千葉市と比べて9倍以上、市川市と比べて6倍以上、多古町と比べて3倍以上です。栄町で、45リットルで1枚48円でした。それに比べても、長生広域は40リットルで1枚68円で、高いと思います。これは、長生広域の組合の問題だと考えていますので、本吉長生広域議員にごみの袋の値下げをお願いして、町長には、この秋にさらに物価が高騰している中、生活の必需品でもあるごみの袋に臨時交付金を交付されるのは、町民に交付するだけでなく、町単独の事業費でごみ袋5組ぐらいでもいいから、支給する考えはないか伺います。

臨時交付金を使わないで、半分の5組ぐらいでもいいから町単独の事業費として、簡単に言うと、5組ぐらいでもいいから交付できないかということをお聞きしています。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうからお答えいたします。

ほかの市町村では、近いところで隣の大きなところもそうですけれども、ごみ袋を配布しているのは承知しております。

支援の仕方、それぞれがあつてというところで、これを言うと多分、議員、ちょっと怒られてしまうのかもしれませんが、冒頭、町長のほうの答弁にもございましたけれども、広く町民に行き渡るようにということで地域応援券、この地域応援券を使うことによって、ごみの袋を量販店や町内の商店で購入することができるということになりますので、その辺も、議員のおっしゃりたいことも十分加味して、今回この応援券ということになったところでございます。

もう一点、先ほどのごみ袋の単価の関係のほうをお答えしていいでしょうか、少し触れていいでしょうか。

〔「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） すみません。

千葉市が9倍とか、他で6倍とか、今、そういう数字が出ておりましたけれども、多分、

議員も本当によくご承知のとおりだと思いますが、長生広域では収集運搬業務に関するお金を税金、負担金で取って、広域事業として収集運搬をやるのではなくて、その分に係る費用を袋に転嫁をしてやりましょうということで、過去からこれまでずっと行ってきた。

この効果につきまして、いかななものがあるのか、エビデンスがどうなのか、そこまでの説明までは私は記憶にないんですけども、何年かこの課長をやっている中で、そういう会議に出ている中で、ごみの総量の低減というんですか、やっぱりごみの袋が高いので、ぎゅうぎゅう押し込んでその中に入れて出すとかいう、皆さんも苦勞されているとは思いますが、何でんかんでん、みんな出しちゃうべやということでということじゃなくて、きちんと仕分をして出すとか、そういう効果は他の市町村よりも高いのではないかというのが、広域環境衛生などのほうからの説明の中にもあったように記憶をしております。

どちらのやり方で住民に負担を強いるかというところのやり方の問題だと思いますので、今後のそういうようなご意見が本町の議会でもあったことはもちろん踏まえた上で、今後の広域行政に関わっていく一町として頭に入れて、また会議等に出ていきたいというふうには思っておりますが、現状についてはそういうことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 単純に簡単、簡素化してというか、簡単に、5組50枚の配布する予定はありませんって、はっきり答えてください。ごちゃごちゃ長過ぎます。

それでは、次、長柄町の第8支団の消防団の改革について伺います。

国内では200万人いた消防団員も、今年は80万人を割り込み78万3,578人となり、30歳以下の若年層の割合も、かつては8割近くを占めていましたが、今年は初めて4割を割り込みました。

長柄町でも、消防団員の成り手不足により消防団員の高齢化、及び現役の消防団員にかなりの負担がかかっています。また、操法大会の練習に仕事の都合で出られない、練習が嫌だから消防団に入らないという話を聞きました。これらを解決する方法として、消防団の再編成の考えは町長にないか伺います。

次に、消防団の操法大会の見直しの考えが町長にはないか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 長生広域消防団第8支団の改革についての質問にお答えいたします。

長生郡市広域消防団は、管理者、消防団長をはじめとした9支団で組織をされ、運営されているところです。

事務局に状況を伺ったところ、各支団の再編成及び団員確保の課題解決に向け、消防本部で組織する消防団強化対策検討委員会を立ち上げ、通常の消防団員とは別に、機能別団員制度などを導入すべく検討中であるとのことでした。

その制度の導入により、団員確保など課題の解決に向け、町としても第8支団との一層の連携強化を図り、支団の現状などを踏まえ、組織の再編も含めた方策を団本部に対して要望してまいりたいと存じます。

次に、消防団で実施している操法大会についてのご質問にお答えします。

第41回を数える第8支団消防操法大会が、本年6月11日に、議員の出席をいただき4年ぶりに開催されました。団員は、仕事を終えた後、毎日練習をされた成果を十分に発揮され、盛会裏に大会を行うことができましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

また、6月25日に長生支部の大会に出場し、優秀な成績を収められたことは、町広報に掲載したとおりです。

支団や支部の操法大会に参加をさせていただき、改めて地域防災の要であると再認識をしたところです。

一方で、操法大会に伴う仕事を終えた後の夜間の訓練など、消防団員の負担は増大しており、操法大会の見直しについては、新聞などでも度々報道されているところです。

この問題について消防本部に問い合わせたところ、全国的な問題となっている操法訓練については、その実施方法などを消防団強化対策検討委員会において検討をしているとのことでありました。

町といたしましても、消防団員の意見を伺いながら、より現場で役立つ実践的な訓練となるよう、機会を捉え消防本部へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 消防団の再編については、町長より、機能消防団ですか、別に編成を考えているとか、少し前向きに長生広域全体で考えているようですので、その方向で検討していただきたいと思います。

ただ、操法大会についてちょっとお聞きしますけれども、今、消防団員に千葉県よりアンケートが配布されていると聞きましたけれども、執行部はどんなアンケートが消防団に配布

されているか把握しているでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

県から今アンケートが出ているということでございますが、それについては承知してございません。

先ほど言いましたけれども、消防本部のほうでこれからアンケートを取るということは聞いておりましたが、実際にその文面は見てございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 11月頃までにはそのアンケートを集計すると聞いているんですよ。そういうことを全然関知していないんですか、執行部は。伺います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ご質問にお答えしますが、先ほど申し上げたとおり、アンケートの内容等については把握してございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 消防団員の操法大会とか消防団員の考え方、千葉県がどんなことを聞いているのか、文書が流れているということですので、私、情報を提供しますので調べてみてください。

次に、私ちょっと聞いたところでは、長生村では操法大会を、消防団員のアンケートを取り、実施しないことになったと、今年から長生村は操法大会を実施していないと聞きましたけれども、長柄町の第8支団でも、操法大会の是非のアンケートなどを取る考えがあるか伺います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、各町村、足並みが今回そろわず、いろいろな方法で支部の大会に臨んだと聞いております。

町でアンケートを取る考えがあるかというご質問だと思いますが、それにつきましては先ほど言ったとおり、団本部のほうで第9支団全部にアンケートをこれから取っていきたく

いうことでもございました。第8支団も含めて、全体でアンケートを取っていくということでもございました。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

そのアンケートの結果を議会議員のほうにも回してもらいたいし、町民の皆さんにも知る権利として回していただきたいと思います。安芸高田市では議員の評価まで広報に載せて回していますので、その辺、よく考えてみてください。よろしくお願いします。

それでは、次に有害獣焼却施設の建設について伺います。

現在、イノシシの捕獲後の処理は土中埋設か個体の解体と聞いています。土中埋設は非衛生的で、捕獲従事者の高齢化が進む中、大きな負担だと思えます。また、個体の解体は、今、町では1人しかいないと聞いており、大変な負担だと考えられます。

これを解決する方法として、町長は有害獣焼却施設の建設の考えがないか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 有害獣焼却施設の建設についてのご質問にお答えいたします。

有害獣については、近年では農作物被害のみならず、民家周辺への出没や道路の掘り起こしなどの生活被害も深刻化しており、その解決方法の一つとして有害獣の捕獲を実施しているところは、議員もご承知のことと存じます。

本町においても、平成23年に町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、町猟友会をはじめ狩猟免許を取得された従事者の皆様の精力的な活動により、着実な捕獲成果を上げています。

現在、イノシシなどの捕獲個体については、埋設などによる処理をお願いしているところではありますが、捕獲頭数の増加に伴って個体処理頭数も増加することから、捕獲個体の適正な処理の効率化や省力化が課題であることは承知しているところです。

ご質問の有害獣焼却施設の建設につきましては、場所の選定、施設の建設、設備導入に係る経費及び維持運営費など様々な負担が発生することからも、一層慎重かつ丁寧な議論が必要であると思料します。

町鳥獣被害防止対策協議会及び従事者の意向の聞き取りや、国・県などの関係機関との情報交換を図り、ほかの市町村の事例も参考にしながら、本町に最も適した個体処理の方法について研究してまいりたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） イノシシとはちょっと違うんですけれども、犬の殺処分、保健所は殺処分などどのような処理をしているか、執行部はご存じでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

申し訳ございません、どのような処置をしているか、ガスで殺すところまでは承知はしておりますけれども、その後、どういう処分をするかまでは承知してございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと私、調べたんですけれども、ガスで殺処分した後、各業者に委託して、当然、焼却処分だそうです。

イノシシは、体長はオスで110から170センチ、体重は80から190キログラムとインターネットに載っておりました。町村によっては、個体を20キロぐらいに分解してごみに出している町村もあると聞きました。

長柄町は、土中埋立てと解体以外、行っていることがあるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

一部、自家消費で処分している方もいらっしゃいます。

また、令和2年7月にALSOK千葉のほうで開設したジビエ工房というものが開設しまして、そちらに引き取っていただいて、ジビエとあとペットフード等にしておりまして、本町のほうからも約4年の実績で74頭の引取りがあったということで報告を受けております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ほかの処理方法、ジビエ等に74頭。実際、長柄町はもっと捕まえていましたよね。20キログラムずつ分解してごみに出しているという方法は、長柄町はやっていないのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 従事者のほうで分けて、広域のほうに事業用ごみとして持っていただくという形を取っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 町長の答弁の中で、よその自治体云々を参考に考えていくという話がありましたけれども、焼却施設ですね、ありましたけれども、イノシシの捕獲従事者負担軽減のために、この焼却施設ですけれども、新聞に載っていたんですけれども、館山市で建てまして、1億円です。長柄町一つで1億円、大変かもしれませんけれども、睦沢町、長南町、長柄町ですか、イノシシが、山があつて余計出るような3町村で分けて建てれば3,300万円で建つかと思うんですけれども、その辺、3町村で協議していくと、建設をすると、そういう考えがないか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 鶴岡議員のご提案、ありがとうございます。

こちらは事あるごとに担当者等で集まる機会がございますので、うちに限らず、この問題というのは共通認識、全国的ではございますけれども、ありますので、この辺は議題にのつけられれば、問いかけはしてみたいと思っております。

また、第一に町のほうで鳥獣被害防止対策協議会というものもありますので、改めて今年、ご意見もありましたので、その辺も継続審議ということで、その辺も踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 課長、頑張って、ぜひ実現できるようにお願いしたいと考えております。

最後に、議会改革について伺います。

議会の議事録が長柄町のホームページに掲示をされるのは、次の議会の10日前後のときがあり、本当にあきれました。長柄町のホームページに議会の配信動画、それを掲載するのは7日で可能です。

また、議事録を読むだけでは本会議の雰囲気も分かりません。その点、ネットのライブ配信、ネットに録画が保存されれば、テレビを見るように楽に議会を間近に感じることができ、録画を見返すこともできて、議会、行政に関心を持っていただき、大変よいことだと考えています。

そこで、町長はインターネットのライブ配信をどのように考えているか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議会改革、議会のライブ配信についてのご質問にお答えいたします。

議会のインターネット配信については、長生郡内も取り組んでいる自治体があることは把握しています。本議会においても、昨年12月の全員協議会で問題提起があり、議論があったように聞いております。

ライブ中継は、議場に足を運ばなくてもご自宅等で会議の様子が見られる反面、時間的制約は全く同様であるため、普及するかは未知数と考えられているところです。そのため、議会のインターネット配信を実施している自治体は、ライブ配信と録画配信を二本立てで行っております。

録画配信は好きなときに見られるので時間的制約がなく、議会に興味を持ち、住民が地方自治に関心を持つためには有効な手段であると考えております。

今後、議会と執行部で協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 町長の答弁のあったとおり、いい方向に進んでいっていただきたいと思えます。

ちょっと私、ネットのライブ配信のために睦沢町に聞きましたけれども、まず設備費として映像中継システム導入委託料107万6,900円で、保守点検整備費として110万円必要になります。また、鋸南町ではユーチューブで配信で、職員が撮影し配信しているので無料です。

長生郡市でライブ配信を実施していないのは、ご存じかもしれませんが、長南町、長柄町、長生村です。長南町は、新庁舎を建設して、配信の準備はできていると聞きました。長生村も、東間議長が辞任して、新しい議長を決める際に、議員からライブ配信をすぐ実施する考えがあるかと質問があり、小倉議長よりあると答弁をいただいております、全ての町村がライブ配信に向かっていますので、長柄町もどうか議会のライブ配信をお願いしたいと思えます。

私は、また議会の本会議だけではなくて、予算委員会、決算委員会もライブ配信、ユーチューブを見ていると、各常任委員会のライブ配信をしているところがありますので、その辺の配信も私はしてもいいんじゃないかと考えておりますけれども、執行部の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、情報の公開につきましては、今、世間では前向きな形で進められておりますので、先ほども言いましたけれども、議会の皆様と協議を進めながら、それこそ前向きにこれから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 長柄町が、ライブ配信が一番最後にならないように、それだけは頭に入れて進めていっていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分からとします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いたします。

傍聴人の皆様、今日はまた早朝より足を運んでいただきまして、ありがとうございます。またしっかりと最後まで頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず最初に、7月に投開票が行われました町議選におきまして、4期目の当選を果たすことができました。新たな議長と共に、また新たな議員の皆様と、よりよいまちづくりのため

に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

このたびの台風13号により被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、町長をはじめ職員の皆様には様々なところでご尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。復旧までまだまだ時間がかかると思いますが、最後まで町民に寄り添っての対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 項目め、長柄町の新しい情報配信について。

現在、住民同士のつながりは地域力の保持にとって欠かせないものとなっており、ITの力は、その実現に大きな役割を果たしております。町行事や災害や日常の情報発信に加え、日々の暮らしの中に溶け込んだツールとして活用されております。町では、町公式のフェイスブック、LINEのアカウントを開設し、現在は、リッチメニューからお問合せ、観光情報、ふるさと納税、防災情報、ホームページ、フェイスブックを展開されておりますが、とても分かりづらいです。令和元年の大雨、台風の災害時でも、また、このたびの台風13号でも、町からの情報が町のホームページ、LINE、フェイスブック、防災メール、防災無線からの情報で、詳しい情報が少な過ぎて困ったとの町民の皆様からの多くの声がありました。

そこで、例えば地域の困り事の解決のプラットフォームとして開発されたデンソーのライフビジョンがあります。これは、行政と地域住民をつなぐ情報インフラとして始まり、現在49の自治体で導入が進んでおります。

このライフビジョンは、行政と住民間のコミュニケーションの課題解決のツールとして、様々な自治体で幅広く活用されておりますが、その中でも、防災・災害情報の発信用途でのニーズが特に高いです。防災行政無線は、町民の皆様にとって重要な情報を発信する大切な手段として、長く重宝されてきたものでした。ただ、聞き逃した場合は、また役場に連絡して聞いたり、耳の不自由な方は防災無線が聞こえない方もいます。SNSでの発信をお願いしたいとの声もあります。

防災の情報だけでなくいろいろな情報、イベントや取組、日々いろいろなお知らせが配信され、どこにいても情報が受け取れる地域の暮らし情報や災害情報などを住民に届けるとともに、ITを活用した自治体サービスも提供できると考えます。

そこで、長柄町が配信する情報（文字、音声、画像）をプッシュ型で受信できる、かつ町外にいても情報を確認することができる、スマートフォンやタブレットで使える情報発信ア

プリの導入を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

最初の質問を終わりにいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 町の新しい情報配信についてのご質問にお答えいたします。

現在、町で取り組んでいる情報発信ツールは、防災行政無線や防災メール、広報紙、ホームページ、SNSでは公式LINE、フェイスブック、ユーチューブで、ホームページでは音声読み上げ機能、多言語対応、色覚障害対応機能を設けております。また今年度から公式LINEの表示形式を一部変更し、リッチメニューという町ホームページとリンクする機能を追加し、利用者が情報をより取得しやすい形といたしました。

これまで本町では、町民の皆様が少しでも多くのツールから重要な情報が取れるようにと、先ほど申しあげました各種の情報発信機能を、少しずつであります但し充実、機能向上などを図ってきたところでございます。

議員ご提案の情報配信アプリにつきましては、まさにその一歩先を行くICTの活用事例であり、既に先駆的な地方自治体で採用されていることは承知しております。今後は、導入済みの自治体を参考にしながら、まずはコスト面やサービスの内容など、企業からの情報収集から始めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

近隣市町村では、大多喜町ではデンソーのライフビジョンのアプリを導入し、今年の4月より大多喜町の情報発信アプリ「おおたき通信」というのを運用開始しております。アプリの登録は無料で、登録いただいた皆様のスマートフォンやタブレットで確認することができます。

配信内容は、防災情報や行政情報を、文字や音声、画像つきで確認ができるようになっております。お知らせ配信では、イベントや健診の、各課が配信したあらゆる情報を確認することができます。防災情報の配信では、気象警報やJアラートの情報、町の発令する避難情報がプッシュ型で通用されるため、即時に確認することができるようです。資料の閲覧では、広報やごみのカレンダー、防災マップ等を確認することができます。

最大の魅力は、時間や場所の制約に縛られず町からの情報が確認できます。防災行政無線のように音声だけではなく、文字や画像で確認できるため聞き逃す心配がありません。スマ

ートフォンの操作が苦手な方でも、アプリをダウンロードし登録するだけで町からの情報を簡単に確認できるそうです。本町の情報発信の充実のため、こういった取組をされてはと考えます。

先ほど町長からも答弁がありました。現実、長柄町のホームページだとか、また防災のいろいろな情報発信につきましては、見ていただきますと分かると思いますが、今回も1回流されて同じことを何回もということ、その後の情報というものが一切ありませんでした。なので、もう一度伺いたします。早急に、これもまた考えていただきながら、今回、大多喜町ではコロナの交付金を使いながら取り入れたということも伺っていますが、もう一度考えをお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、議員のご質問で言われていた中に全てが網羅されているという状況で、その辺のことは承知しておりますし、また町長の答弁にもありますとおり、今後、導入済みの自治体を参考にしながらということで、まずは企業のヒアリングのほうから始めていきたいという町長の今答弁でございました。これ決して後ろ向きではございませんので、前向きにということで考えております。

今回の災害につきましても、私の知り合いの町民の方からも、ホームページにまだ出ていないよとか、ホームページは出たけどLINEのほうはまだ出ていないよ、LINEだけ見ている人もいるんだよということもあって、この辺の、フェイスブックにつなぎましょう、LINEのほうに打ちましょう、エリアメールを配信しましょう、ホームページに載せましょうと、それぞれが全部ばらばらにやらなくちゃいけない状況でして、まさに今回一般質問を受けるということで、この内容を伺った上で発災して体験をしたわけなんですけれども、業者名はあえて申しませんけれども、このような企業さんがやっている仕組みですと、一元化して発信できると。一つの文章をつくると、LINEにもフェイスブックにも、今言っているそのアプリにも、みんなに一元で出るとのことなので、我々の仕事も粗さがだんだんなくなってくるというか、皆さんにちゃんと届くようになるということで、大変いいというふうに思っております。

ただちょっと、費用の面ですとかこれからいろいろとあると思います。今おっしゃられたように、アプリの数を増やしていくと、アプリの内容の数を増やしていくと、いろんなメニューが選択できるんですけれども、選択する分だけもちろんお金はかかってくると、会社の

ほうもそういうふうに言うておりました。企業のほうもそう言うていました。

まずはその辺の一元化とか、そういうところから入り口を開いて、こういうのが他市町村で有効的に活用されているよとか、そういうような広がりが出ていけばなというふうに、私自身は考えております。今後の財政の見通しとかその辺も含めまして、総合計画の中で考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） NTT東日本では、長年地域の通信インフラを守り続けてきたノウハウを生かして、災害に強い安全な町の実現に向けて、自治体などとタッグを組んで防災業務の課題を見つけ、デジタル技術を活用した解決策の創出また導入、運用までの総合防災コンサルティングを提供されております。

今年の6月30日には、町とデジタルトランスフォーメーションについて連携協定を締結されております。本協定は、密接な相互連携と協働によりデジタルトランスフォーメーションを推進し、地域の諸課題に迅速かつ丁寧に対応し、行政サービスの向上及び地域の活力の創出並びにデジタル化による働き方改革の推進を図ることを目的としていますので、ぜひご協力をいただき、強みを生かした取組や活動を実施していただきたいと考えますが、その辺は連携をされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

8日金曜日で、土日を挟んでまだ3日、4日というところでございまして、NTTのほうと連絡を取り合うという状況には今ございません。ただ、今議員おっしゃったとおり連携協定を組んでおりますので、助力いただけるところについてはその辺をアナウンスして、発信をして、より充実した機能になるように、私たちも勉強しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） せっかくNTT東日本さんとの連携協定を結んでおりますので、力をいただきながら進めていただきたいなというふうに思っております。

あと、多古町では無料の配信アプリLINEの公式アカウントをリニューアルして、従来は町からの情報発信のみでしたが、トーク画面に申請や予約などのメニューを追加し、町民

が行政手続や必要な情報の取得をできるようになっております。デジタル技術を活用し、町民サービスの向上などを図るデジタルトランスフォーメーションの取組の一環で、新サービス多古町役場「LINE支所」と称し、水道の開栓・閉栓手続などの申請だとか、子育て相談や、母子手帳交付の予約、町循環バスなどの時刻表も分かる公共交通、こども園の欠席連絡、地域別のごみ収集日なども確認できるなど、9項目を用意して、今後も利便性を高めていきたいということで載っておりました。

LINEでも、デジタル技術を活用していけるのではないかと思います、その辺は、今はリッチメニューで6項目しかありませんけれども、それを増やすためにどうしたらいいのか。また、現在、リッチメニューは全て長柄町の場合はホームページに飛ぶだけになっておりますので、その辺の工夫ということをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 答えいたします。

今、議員おっしゃられた全くそのとおりだとは思いますが、そこができていないのが現状でございますけれども、おっしゃられていることは至極ごもっともですし、我々が少しずつですけれども食いついていかないと、皆さんの利便性向上にならないということは認識しております。リッチメニューのみならず、これからの工夫とか、今おっしゃったその辺は、今後も改善をしていくところはしていきながらというふうに考えております。

ちょっと総局的な話になっちゃって、今言っているLINEとかそういうものの充実もそうなんですけども、議員が最初におっしゃっていた企業さんのそういうアプリとか、そういうのが始まりますと、基本的にそれに一元化されていくので、その辺の時間的な、時間軸的なものがちょっと問題もあるかなというふうに思っております。

いずれにしても、今例示をされたように、災害に関する情報というのは発災時には、皆さん、何とか取りたいということで取りに来てくれるんですね。問題なのは、いかに平常時に、今議員がおっしゃったようなことを見に来てもらうか。こういうことが今のご質問の趣旨としてもあるのかなというふうに思います。

当然、発災時にはもっと重要な情報がそこに入ってきますので、議員が先ほどおっしゃっていたように、見直し、聞き直し、確認のし直しなど、聞き間違いを文字で確認するとか、そういうようなことも併せてということですので、両方が充実した形になるということで考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 前向きに考えていただいているようですので、町外にいても、遠方の親きょうだいで町の情報が入りやすい、すぐに入れるような、いろいろな状況下におられる住民への情報が入りやすい施策をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2項目めに移りたいと思います。

2項目め、町の包括連携協定と災害時の協定についてお伺いいたします。

近年、地方自治体が民間企業と包括連携協定等を結ぶ事例が増えています。包括連携協定とは、地域が抱えている課題に対して、自治体と民間企業等が協力し解決を目指す協定です。様々な分野で連携がされているようです。本町でも各協定を結んでおりますが、その活用、活動が大切であると思いますので、質問をさせていただきます。

初めに、1点目、包括連携協定と災害時の協定について、それぞれ幾つあるのか。また、簡単な協定内容をお伺いいたします。

2点目は、包括連携の中で、現在実際に機能している協定は何かあるのかお伺いしたいと思います。

次、3点目、今後、包括連携協定と災害時の協定の新規協定について考えているものがありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 町の包括連携協定と災害時の協定についてのご質問にお答えいたします。

初めに、連携協定と災害協定の協定数ですが、包括連携協定が4件、連携協定が1件、災害に特化した協定は35件であり、合計で40件となっております。ただし、包括連携協定にも、災害に関する事項がうたわれているものもございます。件数の捉え方において難しい点があることをご理解ください。

包括連携協定は、郵便局、千葉大学、大塚製薬、明治安田生命、連携協定はNTTです。

災害協定は、相互応援に関する協定2件、情報伝達3件、避難活動3件、電力・燃料供給4件、物資供給・輸送8件、医療救護5件、保健衛生2件、そのほか8件となっております。

実際に機能しているのかというご質問ですが、まず災害関連の協定につきまして、実災害が起きた際には、それらの協定が必要に応じて機能するものと考えています。他方で、協定

の締結からかなり時間が経過しているものもございます。協定の相手方と内容の見直しや再確認を行うなど、より効果的な体制の整備が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

包括連携協定等につきましては、それぞれの協定の目的に沿った形、かつニーズのあるものなどに取り組んでいただいております。

次に、今後の新たな協定締結の見通しですが、特に災害に関する協定につきましては、それぞれのカテゴリーにおいて適切に、また複層的な事業者とのつながりが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、各種協定につきましては、町と民間企業等が双方の強みを生かして課題の解決に向けて連携していく取組であります。町では、町の活性化や町民の皆様の安心・安全、町民サービスのより一層の向上を図るため、今後も多様な主体との連携を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

今回の台風13号の災害時、包括連携した協定は何かありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

具体的にこの災害に特化してというご質問ですので、その点では、千葉大学さんのほうから、隣でやっています災害ごみの受入れについて、うちのほうのタウンアドバイザーをお願いしている田島先生のほうから呼びかけをして、数名の学生が先日ごみのお手伝いに来てくれました。またこの後、災害ボランティアで町内に入るのを、現在大学内において募集をかけてくれておりまして、総勢何名になるのか分かりませんが、長柄町が被災している状況であることを知ったがゆえに、学生が主体的に我が町の復興・復旧に向けて入ってくれるということではなっております。

他の包括連携の協定を組んでおります、先ほど町長の答弁にもありました企業さんにつきましても、一応、ねだるわけじゃないんですけども、連絡はこちらのほうからさせていただきました。お金ですとか物ですとか、そういう形での支援はさせていただきたいという前向きなありがたいお言葉をいただきましたが、人的なというのはちょっと、広く被災している関係もあるので、現在の段階ではお答えできませんということで聞いております。そのよ

うな動きはしております。

その他災害につきまして、特に動いているということはないかというふうに承知しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今日も、昨日時点の報告で、私も何度も何度もちょっとお話をさせていただきまして、今回、災害復旧支援ボランティアの募集が、社会福祉協議会から昨日発表ありました。また、包括連携協定の大塚製菓さんとかボランティア等のことも、いろいろとると書かれておりますけれども、社会福祉協議会で、被災された方への支援を行っていただけの災害復旧支援ボランティアの募集がされましたけれども、避難所として福祉センターと長柄中学校の体育館で開催されましたけれども、社協に協力依頼というのはされたんでしょうか。ほかに、災害時のときに。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ご質問にお答えします。

今回、災害当初に自主避難所ということで、長柄中学校体育館と福祉センターを開設したところでございますが、町の災害本部が立ち上がったことによりまして、町の職員をそこに張りつけたということで対応いたしました。社協のほうには依頼していないのが実情でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 社会福祉協議会とも連携協定を結んでいると思います。これは災害ボランティアセンターの設置ということではなくて、今回避難所が開設されていましてけれども、そのときにちょっと役場のほうから、何かお手伝いできることがありましたらお願いしたいというようなことも必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄男君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

協定については、やはりボランティアセンターの設置に関わるほうの協定でございますので、現体制では、避難所は町職員のほうで対応するような形態になっております。ただし、

議員さんのご意見も踏まえながら、また、こういうことが再度起こるようであれば、そういう体制で臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ避難所として、自主避難ということで今お話がありましたけれども、社会福祉協議会の皆さんも、できることはさせていただきたいという、そういう思いというのは皆さんあると思います。なので、役場のほうから何も連絡がないということで何もできないということではなく、またお世話になります何かできることはお願いしたいということをお願ひするというのも大切ではないかなと思います。

令和元年のあのときも災害ボランティアセンターを開設しましたが、そのときは社会福祉協議会が中心になって行いました。そのときには、なかなか町の職員の方が見られなかったというようなちょっと残念なこともありましたし、それを生かして、今回の災害も大変だったということでも町長からもありましたけれども、皆さんで連携しながらやっていくということがとても大事ではないかなというふうに思いますので、その辺をもう一度見直しをしていただきたいというふうに思っております。

また、包括連携の協定と災害時の協定について、それらが有効的に活用、先ほど町長からも、今後から内容の見直し等も考えていくというお話がありました。活動が行えるような基準や体制の整備が必要ではないかと考えます。今後も結ばれる協定等も踏まえてということになるかもしれませんが、例えば、包括連携協定を締結するに当たって、いつ、どこで、どのような規模で行政サービスを始めるのか。予算や必要な人材について決めていくことも大切かもしれません。特に災害時には、協定に基づく迅速な活動を行うことが大切であると思います。平時から、災害時に活動が行えるような準備だとか体制整備が必要と考えます。いつ、どのような状況のときに、協定企業等に依頼をしていくのかなども決めてあるのでしょうか。町の状況と、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、いつ、どのような形で包括連携協定者のほうが動いてくれるかというような取決めとか、そういうようなものというご質問だと思いますけれども、現在のところございません。災害に特化した協定の場合というのはそういうことも、もちろん中には細かく規定をしてお

くことは必要なこともあるかもしれません。

私のほうでお答えしているのは、包括連携協定等で結ばれている企業さんに対して、そちらのほうからこういうふうにやってくれよと。そういうことは原則として我々の認識の中にはございませんでした。今回はたまたまちよっと、いかがでしょうかということをお願いをした、厚かましくも電話したところですけども、これは企業さんのほうと我々のほうがウィン・ウィンの形でやるということが前提でございますので、何か一方的に、役所のほうに対して何とかしてくれよ、してくれよと、これだけというのはないので、自発的なあちらさんの動きの中で、感謝をしつつ、それを受けてやるというふうに私は認識しておりました。

今後、他市町村がどのような形でこの包括連携を有機的に動かしていくのか、この13号を機会に、情報収集はしてみたいと思いますけれども、一旦私の答弁としてはそのようなことだということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 協定事項というのが、各協定を結んだときに結構いろいろなものを考えさせていただいていると思います。そのことについて、やっぱりこれについてはどうなのかなということ打診していくということはとても大事なことだなというふうに思います。

災害時の協定の中で、令和元年の台風災害時に実際に連携できた協定というのは、何があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁したとおり、災害の協定には35ぐらいあるんですが、その中でいろいろある中で、相互応援ということで千葉県や市町村と結んでいる中で、今回もそうですが、例えば県のほうから罹災証明に関わる応援職員を派遣していただくとか、そういうお話は受けております。

元年のときに具体的に何があったか、今ちょっと一覧表がございませんで分かりませんが、恐らく当時は、例えばスタンドであるとかそういう燃料の協定だとか、物資を頂いたというような実績がありますが、どこに該当するかは、ちょっとここでは調べておりませんので分かりません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、またきちんと連携を取れるような情報を、またしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

あと、包括連携協定の取組というのは、民間企業等と、また先ほども大学ということで千葉大学との協力ということもありましたけれども、新しいアイデアや技術が生まれ、自治体と企業のどちらも発展するきっかけになるとも言われております。包括連携協定は、行政だけでは難しい最先端のサービスの提供や、少子高齢化による人材不足の解消など、様々なメリットがあるとも言われております。大きな企業でなくても、本町のニーズに合った企業等と包括連携協定を結ぶことで、地域活性化や住民サービスの向上に役立つことができればと思っております。

例えば、森林整備について、森林環境譲与税の活用について、配分の多い自治体と本町とで協定を結んで事業を実施することや、ゼロカーボンやカーボンニュートラルの視点から、都市部の自治体や企業との連携による伐採、植林事業との役割や協力事項、また費用の負担等を定めた協定、また孤独・孤立といった課題解決に取り組んでくれるところとの連携などもできたらよいのではないかなというふうに考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

森林整備等、県内で今3市ぐらいですか、先進的にやられているというのがあることを承知しておりますし、ゼロカーボンだとかそういうことについても、臨海工業地域とかそういうところを抱えている地域では、いち早くそういうものに取り組んでいるというのも聞いております。

我々長柄町は長柄町の地勢に合った形で、議員のおっしゃるように、少しでも多くのところと結べるのがまず第一であって、その辺は逃さず広げていけるように、私たちが注力していくべきだというふうに認識しております。相手のあることなので、その辺のアンテナをきちんと伸ばしてその体制を取っていくというところで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今後も、まちづくりの一つの力として、包括連携協定の在り方、また具体的には、災害発生は、時も場所も突然のことですので、実効性のある災害協定の中身を検討していただき、

また、いざというときにすぐに対応できるよう、日頃より計画していただけるよう望みます。

協定を結んでいたおかげで助けられたというような、住民に心から喜ばれる連携を提供していただける企業様からも、力になれてよかったと思っていただける連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3項目めの、最後の質問に入らせていただきます。

ふるさと納税についてお伺ひいたします。

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとの自治体等に寄附できる制度です。寄附によって住民税や所得税が控除されます。その特徴としては、自分の育ったふるさと以外にも応援したい自治体を選んで寄附できること。また自己負担が2,000円で、一定額が税金から控除されること。例外もありますが、寄附した自治体から地域の特産のお礼の品、返礼品としてもらえることが挙げられます。

そこで1点目、10月の国の制度改正に伴う本町としての取り組み方についてお伺ひいたします。

2点目、町の返礼品提供事業者について、返礼品の状況をお伺ひしたいと思ひます。

次、3点目、本町では、毎年6月頃の広報ながらに、ふるさと納税の寄附額について寄附件数と寄附額、また寄附の用途について8項目に分かれて掲示をされております。もちろん、ご寄附は町の発展、充実のために大切に活用させていただいておりますが、もう少し具体的に詳しい寄附金の活用状況の紹介や実績などを毎年公表し、町民の皆様知ってもらってはと考へますが、見解をお伺ひいたします。

4点目、現在本町では、長柄町ふるさと応援基金条例に基づき、一般会計歳入歳出予算決算書の財政管理費の1項に計上されておりますけれども、もう少し分かりやすく、1事業として、ふるさと納税事業、ふるさと納税返礼品事業、ふるさと応援基金事業などと、歳入歳出の状況が明確に分かりやすく、事業仕分になるようにしてはと考へますが、見解をお伺ひいたします。

5点目、地域活性化対策として、出張先や旅先のその場で納税し、その場で電子券を使っただけ旅先納税の導入を提案いたしますが、見解をお伺ひいたします。

それでは、1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願ひます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ふるさと納税についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、ふるさと納税は、人口減少等の理由により税収が落ち込む自治体への格差是正を目的として、平成20年度に創設された制度です。本町におきましても、財源確保及び返礼品を活用した地域活性化のため取組を進めてまいりました。

これまでのふるさと納税の基本的なルールとして、返礼品の購入額は寄附金の3割以内、これにポータルサイトの利用料や収納代行、配送料を含めて5割以内と定められ、ワンストップ特例や寄附金受領証の作成と郵送に係る事業経費などについては対象外経費とされておりました。国は今回これを見直すこととし、10月の制度改正では、ふるさと納税の募集に付随して生ずる事務経費も全て対象経費に含めることとするものです。

ご質問の本町の取組につきましては、ゴルフ場利用券をはじめとする体験型返礼品のほか、農産物や加工品などを含めた108のメニューを再点検し、新政度に合致しない19のメニューの調整を行っている最中です。

手法としては、全ての経費が5割に収まるよう寄附金の額を上げるか、それとも返礼品やサービスの質や量を下げるとか、2つが挙げられますが、農産物や加工品などにつきましては、それぞれの返礼品提供者とご相談をしながら決定してまいります。ゴルフ場及びリソルの森の利用券については、寄附金の9割を占める人気の返礼品となっております。

寄附金の額を増やすこと、返礼品となる利用料金の減額をすることは今後の寄附額に大きく影響を及ぼすため、近隣自治体や先進事例なども参考として検討を重ねているところです。

ふるさと納税に関する公表につきましては、広報6月号に寄附件数や寄附額、寄附金の用途を総合計画の6本の柱に分けて掲載しております。今後、寄附金の活用状況などの掲載についても研究してまいりたいと考えております。

ふるさと納税の基金化については、平成30年度に条例及び施行規則を定め、寄附金の積立て、取崩しを行っているところです。参考として、現在の基金残高は9,805万6,384円あり、本年度は、奨学金返還支援事業に120万円、路線バス利用者支援事業に200万円、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業に280万円、国際交流事業に200万円、給食費無償化事業に1,400万円、合計2,200万円を充当する予定となっております。

最後に、電子決済を活用した旅先納税に関するご提案ですが、リソルの森と観光農園1か所において、受付時にPay Payでの利用ができるよう手続を進めているところです。利用状況を見ながら、これを皮切りとして町内全体へ発展させていきたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきます。

ふるさと納税の総合サイト、長柄町はさとふる、ふるさとチョイス、楽天を利用されていると思いますけれども、その手数料の状況が分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたしますが、ちょっと今すぐ手元で探せなくて申し訳……、ありました。すみません。

さとふるが寄附金の12%、それからふるさとチョイスが10%、楽天ふるさと納税が8%、あと1点、ANAを今年から始めたんですが、ANAふるさと納税が9%、以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。今回、10月から変わるということですので、また皆さんに速やかに連絡をしながら、また手を打っていただきたいというふうに思います。

あと、返礼品を提供していただける事業者の皆様を募集していると思いますが、今後どのようなことをまた考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えしたいと思います。

野菜とかそういうものに関しましては、安定して同じものが出てこないとか、期間が限定であったという間に閉じてしまうとか、様々な生産者側のほうも苦労しながら、でも町のほうに協力をということで登録をしていただいてやっているのが現状でございます。そのような方たちとの話の中で、他の返礼品とセットにしたような形で、返礼品として新たにセットのような形で加えていくとか、そういう検討も必要だなというふうに、今、内部で話をしているところでございます。

また、一度町を訪れてもらって、町の魅力を知ってもらって、将来的な交流人口、関係人口につなげていくと。こういう典型的なことがございますけれども、そのようなことから、体験型の返礼品を、これから強化のほうを図っていきたいというふうに考えております。あとほかに、小さな会社さんでも参加をしてくれるのでということで、協議をしている会社は何社かございますので、その辺も含めまして新たな返礼品として加えていながら、返礼品が減っていくことのないように、少しずつでも増やしながらかやしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ努力をしていただければというふうに思っております。観光農園だとか、また体験型ということもお話がありましたので、今、どこも体験型の返礼品が多いというふうに伺っておりますので、長柄町にも幾つかあると思いますので、ぜひ幅を広げていただいております。

あとは、今回ふるさと納税で被災地への寄附ということで、台風13号で被災した県内の自治体が、ふるさと納税サイトのふるさとチョイスを通じて支援金の寄附を募っております。13日の午後3時現在では、茂原市、また大網白里市、また香取市、長南町、市原市、大多喜町、鴨川市、山武市、睦沢町の県内9市町村が受付をし、寄附金の用途は被災地の復旧・復興などに限られ、寄附者は控除額が受けられるよう、また返礼品は原則なしということで、今やっているとあります。これについては、長柄町に関してはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今回の13号に関しましては金曜日の発災で、土日を挟んでということで、今週の、ちょっと明確じゃないですが、多分月曜日だと思うんですけども、さとふるさんのほうで災害の緊急支援寄附というのを、長柄町も載せていただいております。既に、1件ですけれどもご寄附のほうを頂いているというふうに私は承知しております。1件か2件かは増えているかもしれませんが、さとふるさんではやっております。チョイスさんのほうは、まだそこに至っておりません。議員おっしゃられたとおり、返礼品なしということで募ることができるということですので、それらも含めまして、広げることも含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、またお願いをしたいなというふうに思っております。今回は返礼品の原則なしということもありますので、ご協力していただける方に丁寧にまたお話をしながらというか、分かりやすく載せていただければというふうに思います。

電子通貨のPay Payの活用が進められるということで、本当に、今後登録店の拡大も考えているのか、また、どう拡大を考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたけれども、既に町内の2企業で既に導入いただいているということで、その辺のニーズとか、きっと利用のしやすさみたいなものがあると思いますので、それを町内に、これからP a y P a yで広げていければなというふうに思っております。

P a y P a yでとあえて今申し上げたのは、多分議員が調査されてお手元にあるかと思いますが、他の市町村ではそれなりの器具を置いて、何のカードでもその場でできるよとか、そういうのがあるようなんですけれども、結構イニシャルがかかったりとか、お店、ゴルフ場、そういうところの通信環境整備だとか、そういうことにも影響するというので、結構イニシャルコストがかかるということで聞いております。その辺も含めて、だからやるやらないとか結論が出ているわけじゃございませんが、一旦広がりつつあるP a y P a yのほうで、その辺の輪を広げていければなと考えております。

広げ方については、ちょっと私専門じゃないんですけれども、一つずつ伺っていきながら、足を使ってその辺を広げていくような形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） よろしく申し上げます。

あと、長柄町を訪れていただいたときにできる旅先納税、先ほどもお話がありましたけれども、利用できる場所や、拡大と周知が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、旅先納税のほうにもちょっと踏み込んでしまったような答弁をしてしまったんですけれども、同じように、例えばその場で1万円を寄附することによって3,000円分の対価を取れるということで、家にいて選ぶというよりはその場でということで、大変効果も高いというふうに伺っております。今言ったP a y P a yも含めて、そういうようなものの広がりを今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） やっぱり周知が必要だなというふうに思っていますので、看板だとか出て

いると思いますけれども、旅先納税ができるんだということを、この制度を皆さんに知っていただけるようなことと、またお店ですね、できる場所を拡大ということで、また決めていくというか目標を立てて進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ふるさと納税を通じて本町の魅力を伝えられる、また本町の宣伝にもなりますので、事業者の皆様のアフターケアもすごく大切ではないかなというふうに思いますので、これからもお願いしたいと思いますが、最後に、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ご意見ありがとうございます。アフターケアという言葉の認識が、今の私の中にはちょっと抜けていた部分だったかもしれません。

ただ、先ほどもお答えしたとおり、事業者さん、農家の1軒1軒の方たちも、本当に少しでもいいものということで、お米も一粒ずつはじいて袋に詰めてやってくれているところを承知しております。そういう大事な商品を、少しでも広げながらやっていけるようにということで、アフターケアも含めまして、また今後ふるさと納税がもう少し集金できるように、我々も取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 本当に大切なことだなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は13時10分からとします。

休憩 午後12時09分

再開 午後 1時11分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮坂陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） まずは今回の台風13号で被害を受けられた住民の皆様に、お見舞いを申し上げます。

なお、今回の水害等の対応に関しては、前回の2019年の災害の教訓が生かされているとは、残念ながら感じられません。それはやっぱり同じような場所で浸水の被害を受けている。町長は令和5年3月の施政方針で、治水に関する項目を重点的取組事項、6本の柱という中で本当に重要な項目として位置づけられています、それにしてもちょっと今回は対応が不十分ではなかったのでしょうか。

被害を受けた住民の方の中には、浸水の原因、これをある程度把握されており、具体的な対策案もお持ちの方がいらっしゃいます。私も先日、現場で住民の方からいろいろと状況説明を受け、町単独で十分に実行可能な、ある程度納得できるような解決策も伺っております。ぜひ住民のこのような話を町長が直接聞く機会をつくっていただいて、次の災害で被害を最小限に抑えられるような対策をぜひ打っていただきたいと思います。

今回の災害の復旧対策というのは、これも非常に重要ですが、次またいつ来るか分からない、そういった状況です。年内にまた来るかもしれない。そういった危機感を持って対策に当たっていただきたいと思います。

また、今回避難場所として長柄中学校体育館と、それから福祉センター、この2か所が指定されましたが、私も実際に現場に伺ったんですが、両施設とも施設自体は非常に安全で安心できる場所であるというふうに感じました。ただし、いずれも周辺道路の冠水があるために、結構たどり着くのがかなり困難な状況でした。冠水ポイントというのは、前回2019年と今回でもうほぼ把握されたと思いますので、これを基に安全に避難できる避難場所の再編成を早急に行っていただくよう強くお願いして質問に入りたいと思いますが、もしこの件で回答いただけるようであればお願いいたします。

ちなみに、この件は通告していませんので、もし難しいようでしたら、次の質問に入りますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 次の質問をお願いします。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） それでは、最初に災害時要援護者避難支援について質問させていただきます。

災害時要援護者避難支援、これについては国から平成18年付で避難支援に関するガイドライン、これが示されています。この中で具体的な避難支援計画の策定の重要性が指摘されています。

一方で、長柄町が平成15年に策定した長柄町地域防災計画では、令和4年に3回目の改定が行われて、この際に初めて災害時要援護者避難支援、これに関する記述が出てきます。かなり時間差がありますね。16年経過しています。ただ、広報ながらには以前から健康福祉課名で、このガイドラインの抜粋が掲載されていることから、既にその時期から町としてもその重要性は認識しているものと思われませんが、この広報ながらへの掲載はいつから始まったのでしょうか、お答えください。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） それでは、宮坂議員の質問にお答えさせていただきます。

災害時要援護者避難支援に関してのご質問にお答えします。

町では、災害が発生した場合に迅速な避難行動を取ることが困難な方々が効果的に避難の支援を受けられるような体制づくりを地域の皆様と協働し進めるため、要援護者登録制度の更新を毎年行っております。要援護者の範囲は、障害の手帳をお持ちの方、独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などです。登録には申請書に住所、氏名、家族構成、連絡先など、必要事項を記入した上で、本人の登録に対する同意が必要となります。登録した情報については災害時の有効活用を図るため、関係課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防、警察などと情報の共有をし、情報の更新及び台帳管理は健康福祉課で行っております。

今後、災害時の避難計画は要援護者の高齢者や障害者ごとに個別につくる必要があります、国の改正災害対策基本法により、2025年までを目安に努力義務として定められました。町でも災害時個別避難計画の策定を関係課と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、災害時要援護者の登録は、自治会や民生委員にお願いして実施しておりました。また、広報への掲載につきましては令和4年からとなります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） それでは、ちょっとお聞きしますけれども、長柄町において、この災害時に避難援護を必要とする可能性のあるこの要援護者、これは全体の数として推定、何人程度と考えていらっしゃいますか。

また、この災害時要援護者登録制度を利用して、現在までに登録されている要援護者の人

数は何人でしょうか、お尋ねします。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） ご質問の回答でございますけれども、要介護3以上の高齢者、独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害者手帳を有する方ということで、これらを集計しますと約1,600人が推計としての人数となります。

また、要援護者の登録につきましては、現在100名でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のお話ですと、潜在的に1,600名いらっしゃるうちの現在、そのリスト化されている人数が100名ということですが、このギャップについて町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） その差につきましては、実際1,600名というのは最大の数値を考慮した数字でございます、そのすみ分け、実際この対象になる方が何人ずついるのかというところが、まず1点として集計できていないというのがございます。

あと、これに伴って細かな訪問等を実施ができていないというのが、現状の100名というところで反映されてしまっているというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そうしますと、この要援護者のリストの精度を上げていくということ自体が非常に重要なことと考えますけれども、この作業というのはどなたが行うことになっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 先ほど町長の答弁でもございましたけれども、2025年までに、これは努力義務というところでございますが、要援護者の個別支援計画ということで拾い上げをして、台帳を整備していこうというところで国から示されておりますので、それに向かひまして、その整備はどうしても関係課、健康福祉課だけでは済まない、庁内の各課と連携しながら、それに向けて計画を整備してまいりたいと考えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどもお話ししましたけれども、このリストというのが非常に重要な位置を占めると思うんですね。これがないと、今回もそうですが、何か災害が起こったときに支援が行き届かない、そういうことが起こってしまうわけです。それはもう絶対に避

けなければいけないような状況だと思うんですね。ですから、2025年というこの日付は国のほうから、それがリミットだよという、そういうお達しが来たと思うんですけれども、それに関係なく町のほうとしては、やはり速やかにこのリストを完成させるための体制づくりというか、既に体制があって仕事が進んでいないのか、そもそも体制がないのか分かりませんが、いずれにしてもこれを何とか早急に進められるような形をつくっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） これは役場だけとは限らず、関係する団体も協力を得ながら進めていかなければならないということで認識しておりますので、今、私どものほうで関わりがございますけれども、例えば民生委員さんだとか、そういう方の協力を得ながら、2025ということにとらわれず、少しずつでも精度が上がるような形で考えていきたいというふうに思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今、民生委員というお話が出ましたけれども、ちょうどこの広報ながら、これ7月号ですけれども、ここにちょうどその要援護者支援のことが載っていますけれども、この中では支援をする支援者というのは、地区の民生委員または民生委員協力員というふうになっているかと思うんですが、その方々が中心に動くんじゃないかというふうに理解しているんですけれども、これまではこの民生委員、あるいは民生委員協力員に対して、そういった依頼というのは町として行っていなかったのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 全数調査ということで、各戸くまなく調査してください、情報を集めてくださいというところまでの指示というのは、残念ながらしておりませんでした。まずはその地域内でのことですので、そこで拾える方といいますか、分かる方を情報として上げていただいているというところからの、今のリストということになっておりますので、そこまではしていなかったということでご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） あとは先ほどの体制づくりという中で、これは一回つくってしまえば終わりというわけではないんですね。当然ご理解されていると思うんですけれども、これ日々アップデートしていかないといけない、そういったリストだと考えています。例えば、それまでは大丈夫だった方も、次の日は何かの要因で、このリストに加えるべき条件を満た

す可能性もあるわけですから、これは常にアップデート、その仕組みもきっちりと入れていただいで、ぜひリストの精度を上げるために頑張っていたきたいと思うんですが、この中でちょっと気になるのは要介護認定の3以上という、そういう条件が入っていますけれども、そうすると、例えば今、話に出ている民生委員、あるいは民生委員協力員という方たちは、これに対応できるような資格等を町として取得させているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 民生委員さんや協力員さんには、そこまでのスキルはないかと。要介護3以上ということになりますと、介護保険でいますサービスを受けていらっしゃいます。それで、週何回かのサービスの提供を受けたりということがございますので、民生委員さんたちには、そこまでのものはないということでご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 民生委員法第17条2項には、市町村長は、民生委員に対し援助を必要とする者に関する必要な情報の作成を依頼し、これは先ほどのリストづくりに対応するものだと思いますけれども、それ以外に、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができるとなっていますが、これからすると、支援をするわけですから、やはり介護関連の資格も含めて、これは取っていただくように指導する必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 今、民生委員さんということの話なんですけれども、やっぱり多様性のあるニーズ等がだんだん増えてきているという中で、民生委員さんも以前よりはかなり支援に対する意識の高い方ももちろんいらっしゃいますし、それで悩まれてしまうという事案も、全国的な話にはなりますけれども、あるということで、あまりそういうことで、うちのほうからお願いばかりするということになりますと、やっぱり民生委員さん自体の職務が大変だということで、なかなか手を挙げてくれる人がいないんじゃないかという心配もございます。その辺は、知識、そういう方は全てとはあれなんですけれども、希望する方については、うちのほうでそういう機会があればやっていただくようなことはお伝えして、受けていただけるような形を取らせていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の回答に関しては若干違和感があるんですが、というのはやはりそういった高い意識を持った方が民生委員になるというふうに認識しているので、今の回答に関して若干違和感あるんですが、それはそれとして、今回のちょうど先日起こったこの水

害、このときに100名程度のリスト、対象者がいらっしゃるわけですね、要支援。この方たちに対してきちっとしたサポートができたんでしょうか、その内容を伺いたいです。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 先日の台風の災害のときには、民生委員さんを通じまして各戸連絡を取っていただいて、安否確認をするようにということでお願いしてございます。その結果、特に今のところ問題があったという連絡は受けておりません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 長柄町のこの夏の気温上昇、これを災害と捉えて、対策として福祉センターの開放、これをほぼ毎日のように放送されていましてけれども、このときにやはり同様に、この避難支援というのが必要だったと思うんですが、実際にはこの福祉センターに来られた方というのはほとんどいらっしゃらないんですね。この今回の猛暑に対して、この要支援者避難支援という機能は働いたんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 今回の熱中症アラートが出た際に、福祉センターを涼む場所として開放していますというアナウンスをさせていただきました。その際に、この要援護者に対して一人ずつアプローチとか、そういうことはしたことはございませんでした。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 福祉センターに暑いから避難したいという方は、やはり移動手段を持たない方だと思うんですね、基本的に。車があれば、わざわざ福祉センターに行くのではなくて、幾らでも行き先はあるので、ですから、やはりこれ今回福祉センターを開放したというのも、対象はそういった移動手段を持たない方がどちらかという対象と考えられたんじゃないかというふうに想像しているんですが、いずれにしても場所だけ用意して、この移動手段、この要援護者、避難支援、これが機能しなかったというのは残念ですので、次回からは先ほどのこのリストの充実化と併せて、こういった状況のときにはすぐに要援護者避難支援、これが機能するようにお願いしたいと思います。何かあれば。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） ご意見というかご指摘というのを受けまして、今回は涼む場所の提供のほうを優先した形で、課題であります移動支援ということは考慮のほうができなかったということがございます。これはうちの町の課題でもございますので、早急に対応で

できれば一番いいんですけども、課題とさせていただいて、なるべく早めに対応できるように考えていきたいと思えます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

それから、この件に関しては最後に、この福祉センター、これ月曜日が休館日になっているんですね。そうすると、放送でも月曜日には、この福祉センターが避難場所だという、あるいはそこに来てくださいという放送は入っていなかったんですが、自宅で気をつけてくださいという、たしかそういったレベルの放送で終わっていたと思うんですが、これはやはり困った話で、やはりもしこれ涼みに行きたい、例えばエアコンが壊れたという方も私聞いております。ただ、そういった方もやっぱり避難場所として、こういったところが非常に重要になってくるわけですから、まずはこの月曜日開ける、もしくは、これ公民館も同じようにそういった場所に使用できるわけです。ですから、今は公民館と、この福祉センターの休みがともに月曜で重なっていますから、無休にするよりはどちらかですらすような、そういったことを検討していただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 涼む場所としてのアナウンスは、今年から行わせていただいたところがございます。議員のご指摘のとおり、福祉センター、公民館は月曜日が基本休館日ということで設定をしております。そのような場合、役場のほうの1階のギャラリー、これが利用できるということでもありますので、そちらも考慮していただければというふうに考えます。

また、移動支援も含めて今後の課題というふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

高齢者の安否確認についてですけども、現在、長柄町では高齢者の安否確認の手段の一つとして、これは社協に委託して給食サービスという形でやっておられると思うんですが、この週1回の昼食の配達サービス、これは30年以上にわたって行われており、非常にサービスを受ける町民からは感謝されているというふうに伺っております。

現在、長柄町にお住まいの安否確認が必要と考えられる潜在的対象者は何人いらっしゃる

んでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 高齢者の安否確認に関してのご質問にお答えいたします。

大きく分けて高齢者の安否確認については、通常時と災害時に分けております。通常時の安否確認としては、社協による週1回の給食サービスや宅配業者、コンビニなど、民間事業者と協定を結んでいる見守りがございます。

また、緊急通報装置設置事業による装置を貸与し、急病や災害時の緊急時における対応や安否確認として活用しております。

また、災害時には、町が民生委員をはじめ消防や警察などと連携を取りながら、災害時要援護者台帳に登録されている方について安否確認をしております。

なお、最大値として1,600人ほど対象者がいると考えられます。1点目の質問でもお答えしましたが、災害時個別避難計画の策定を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

そうしましたら、念のための確認なんですけど、現在この給食サービスの利用者は何名いらっしゃるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 給食サービスの利用者は現在62名でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） そうしますと、先ほどのこれちょうど同じリストになるわけですが、この要援護者ですね。これはたしか100名だというふうに伺ったんですが、そうすると、これは平常時でも足りていないということになります。当然、給食サービスというのは限りがあるわけですね。ですから、安否確認が現在のリストで少なくとも100名いらっしゃるということは、今、給食サービスを受けられている方以外の残った方に対しては、別の形で安否確認をする必要があると思うんですが、具体的に言うと例えば毎日電話とか、あるいは定期的な戸別訪問、こういった形で基本的には実現できる内容だと考えますが、いかがでしようか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 安否確認につきましては、迅速な対応が求められます。電話

や戸別訪問で対応可能だというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） では、ぜひ、先ほどのこのリストの完成度を上げるとともに並行して、既にあるリストの対象者に対しては、今おっしゃられた形で電話あるいは戸別訪問での対応を早急に実現していただきたいと思います。

それから、あと気になるのは、給食に関しては週に1回ということになっているわけですが、この安否確認に関しては、やはり最低週1回、本来であればもう少し頻度を上げる必要があると思うんですね、安否確認ですから。これ1週間放っておくということになるわけですね、何かあったときに。ですから、これをやはり基本的には民生委員の方が中心になると思うんですが、給食以外のカバーできていないところですね。こういったところもやっぱり頻度を上げて、給食サービスの方に対しても週に1回の給食サービス以外に、電話とか戸別訪問というのを併せて対応していただけるように体制づくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） まさにそれは課題というふうに考えております。その仕組み、その辺はこれからほかの団体等を含めて考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

それでは、次にタクシー券交付事業について伺います。

まず、この事業の目的はどのようなものなのか、どのような利用形態を想定しているのか。また、現在その目的は達成されているのか。これらについて回答をいただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） タクシー券交付事業に関してのご質問にお答えいたします。

高齢者等外出支援タクシー利用助成事業につきましては、公共交通の利便性が十分とは言えない本町において、日常生活の利便性と社会参加の促進を図り、もって高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的として、タクシー料金の一部を助成する制度でございます。

対象者は、町内に住所があり、在宅の高齢者等で町税等に滞納がなく障害のある方など、一定の要件がございます。

この制度移行前は町内循環バスを運行しておりましたが、乗客が少ない状態が続いたことなどにより、出かけたときに時間を気にせず利用できる本制度へ移行いたしました。

利用者のニーズは一層多様化してきておりますが、当初の目的としては達成されていると考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今、町長の回答の中で、その対象となる方の条件に75歳以上全員という文言が抜けているんですが、この例規集に載っている、この長柄町高齢者等外出支援タクシー利用助成事業実施要綱、この平成29年9月14日、告示第17号、ここには対象者の一番上に75歳以上の者というふうに入っています。今ちょっと町長の回答で、これが抜けたので気になったんですが、さらに、これ現在、健康福祉課で作っているもの、福祉サービスの紹介資料ですね。この中でも同じようにタクシー利用の助成の対象者のところに、75歳以上という文言が入っていないんです。これ対象人数聞こうと思ったんですけども、これはもう省いて、そもそも75歳以上だけでも1,500名以上いらっしゃるわけです。ということは、それを省くということは、もう9割方の対象者を、これは意図的なのかどうかは分かりませんが、それをこういう形で抜いてしまうというのは、ちょっと問題じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） ご質問にお答えいたします。

まず、そのサービス一覧のほうで高齢者を想定したものということでございまして、見やすく字の大きなものというところで配慮をし、作成いたしました。これは当然という認識ではなかったんですけども、単純に記載が漏れてしまったということでご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） これ抜けてしまったら非常に残念なんですけど、先ほども話したようにその対象者、75歳以上だけでも1,500名以上いらっしゃるということなので、これは早急に改訂していただきたいというのと、それから、実際にこれが原因なのかどうかは分かりませんが、現状その予算含めて百数十人分しか配布されていない現状があるわけです。およそ1割にしか配布されていない。この数字に対して町としてどのようにお考えなのか、見解を伺います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 利用対象の可能の方の中には、同居している家族がいらっしゃるったり、親族が近くにいたりというところで、また自分の車もまだ運転できるという方も

いらっしゃいます。日常生活に支障が生じてしまう方が申請をしていただいて、活用していただければというふうなことでございますけれども、そこまでのアプローチができていなかったのかどうかはちょっと不明なんです、そういう形で申請のほうが全て来ていないという認識でおります。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 回答がいまいち、よく理解できなかったんですが、要するにこの75歳以上というふうに先ほどの例規集のところに告示として載せた、これ自身がちょっと間違いじゃないかと、私自身も思っているんですね。これ75歳以上の方、たまたま今その資料とか、あるいは町長の発言の中でもそれが抜けているので、私の想像としては、75歳の方全員にこういったサービスがあるということが周知徹底されていないんじゃないかと、こういうふうに想像しているわけです。というのは、別に運転できる、あるいは車があるからといって、タクシー券は別に要らないという方がそんなにたくさんいらっしゃるとはちょっと思えないので、たまたまこれは周知されていなかった。

ただ、私もこれは、じゃ全員に周知徹底されて、仮にこの対象者となる千数百名、2,000名近くになると思うんですが、これ全員に配ろうとすると10倍の予算が必要になって現実的じゃなくなるわけですね。そうすると、そもそも論で、このタクシー券交付事業ということ自体が、この目的をちょっと考え直す必要があるんじゃないかというのが1点ですね。まず、それについてお答えいただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 町長の答弁でもございましたけれども、町内循環バスが通っていたものを変えた形で、このタクシー事業を始めたという経緯がございまして、そういうご意見もあるということでございますれば、課題として、この事業は当面継続、それを踏まえて、また、そのほかに何かあるのかというのは検討する必要があるのかなというふうに考えます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。そうしましたら、最後になるんですが、現状このタクシー券の利用が1回3,000円に規制されているんですね。この状況だと、例えば遠くまで行こうとすると、今タクシー代上がってしまっているんで、片道五、六千円というのは普通なんですね。そうすると、この補助が3,000円しかない、使えないといった場合に、

じゃ、行き帰りで6,000円とか、もっと多くの金額を払える人、これはかなり制限されてしまうので、このまず規制を除いていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長（森田孝一君） 1回の利用が3,000円までというところでお願いをしております。利用者の行き先については様々で、そのように何千円というふうに、5,000円を超えるようなところを移動しなければならないという方がいらっしゃるのも認識としてはございます。月4,000円の12か月分というのを助成するという形で考えておりました、全額、利用券でいくという扱いではなく、かかった費用の1割でも2割でもというところでの利用券を使っていただくというような考えでございましたので、今のところそういう考えはございません。今後の課題とさせていただきますと思います。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） タクシー代も非常に上がってきておりますので、昔決めたこういった3,000円という規制は、ちょっと現状に合わなくなっていると思いますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。この規制の撤廃に関してですね。

では、次の質問に移りたいと思います。

次は地域公共交通計画策定についてですが、地域公共交通活性化に関して、これ今、国土交通省から出ているガイドラインがありますが、これ長南町では平成23年度に第1回長南町地域公共交通活性化協議会なるものを立ち上げて、継続的に検討を行っております。これに対して長柄町では、今年4月によやく第1回長柄町地域公共交通活性化協議会なるものを立ち上げ、地域公共交通計画策定支援業務委託の仕様検討、委託業者の選定が行われ、現在計画書が策定中と伺っております。

長南町と長柄町は公共交通の実情がかなり異なっているので、地域計画のボリュームが大きく異なることは理解できますが、長期にわたり協議会の設置が遅れた理由を伺いたと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 地域公共交通計画策定に関してのご質問にお答えします。

初めに、今年度実施しております長柄町公共交通計画についてですが、国の法改正に伴い、新たに地域公共交通計画を策定しなければ、現在運行している小湊鐵道、茂原・ロングウッド線に対しての国県補助金が今後受けられなくなることから、長柄町地域公共交通活性化協

議会を本年4月に立ち上げ、現在協議会においてその策定に当たっているところであります。

なお、本制度の経過措置期間は令和6年9月末日までであることから、今年度中の策定を目指すものであります。

本件につきましては、これまでの議会においても多くの質問を頂戴し、また、町民アンケートにおいても、常に交通の利便性向上が上位に位置するなど、最重要な問題であると認識をしております。

このようなことから、本町の公共交通の現状や課題に関して、まずは議会と執行部で理解を深める勉強会のようなものを立ち上げ、実施していければと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。長柄町、これ長南町と違って確かに交通資源が全く異なるので、やはり町独自でいろいろな、特に最近国交省から互助による輸送という、そういったスキームも出てきておりますので、今後の長柄町、じゃ果たしてバスとか、そういったものが必要なのかどうかといったことも含めて、町民も交えてそういった協議をする場をぜひ立ち上げていただきたいと思います。

それから、ちょっと時間があれるので、そのままちょっと次の質問に移りたいと思うんですが、旧水上小学校の現状について伺いたいと思います。

まず平成31年3月15日、2019年、このときにミケンに旧水上小学校を売却した後、既に4年半が経過していますが、いまだに売買契約書に記載されている工場が稼働していない。この状況に関して、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 旧水上小学校の現状についてのご質問にお答えします。

旧水上小学校につきましては、平成31年3月15日に株式会社ミケンと建物解体撤去条件付町有財産売買契約を締結いたしました。

契約当初の計画では、調査、設計を平成31年、令和元年12月まで、建設工事を令和3年3月末日までに完了させ、プラスチック製品の製造工場を稼働させる予定でありました。その後、建築資材の急激な高騰と高止まりの状況から、資金計画の見直し、愛知県田原工場の先行稼働に係る投資の優先、あわせて新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言による市場の先行き不透明感なども相まって、2年間の計画延期を判断し、契約書の規定により、

株式会社ミケンから理由及び計画を記載した届出が令和2年8月1日に提出され、町はそれを了承し、受理いたしました。

続いて、令和3年からの原油価格高騰、令和4年7月下旬にはプラスチックの成形で使用する原料ポリエチレンが歴史的な高値になるとともに、その後も続く新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利益が前年比75%まで大幅に減少、売上げが減少して製造原価が増加するという大変厳しい状況に置かれているとの理由から2回目の計画延期となり、令和4年8月1日に提出され、2回目の延期申出を了承し、受理したところでございます。

株式会社ミケンは、これまでの長柄工場の実績などから、新たに国内大手の冷菓（アイスクリーム）・菓子等製造販売会社や日本を代表する日用品メーカーからの製造依頼品種の増加を受けて、千葉県内の第2工場建設計画が立ち上がり、当時、その立地先として同じ長柄町内を第一候補としたい旨のご相談をお受けした中で、長柄町企業対策委員会にお諮りし、また、町議会での審議を経て本契約に至ったものでございます。

株式会社ミケンとは現在も定期的に協議を重ねており、国府里地先の長柄第1工場が手狭であり、旧水上小学校跡地の第2工場の計画を推し進める必要性は変わっていないと承知しております。

町としましては、事業の遅れは残念であるものの、世界的な原材料費及び原油等のエネルギー価格の高騰などの影響、また、コロナ禍からの社会経済活動の回復の足取りが大きく阻害されている現状から、事業の延期申出は致し方ないことだと理解しております。

いずれにいたしましても、事業者には引き続き可能な限り早期建設を求めていきたいと考えています。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。まず、これミケンへの当時の売却に当たっては、周辺住民への説明が丁寧に行われ、議会においても全会一致で売却賛成というふうになったと聞いております。ただし、このときミケンが優良企業であり、工場が稼働すれば多くの雇用が発生し町も潤うということが暗黙の条件であったというふうに、何人かの議員の方からは伺っております。

しかしながら、今の町長のお話にもあったように、既にこの2度にわたる延期申請の理由、これは財務状況の悪化であると、これが明らかですね。ですから、この時点で既にもう優良企業という話はなくなっています。さらに、多くの雇用が発生する、この件に関しても、契約書には何らそういった文言は記載されていません。ですから、全くそういった雇用

を確保するような、そういう担保がされていないわけです。

私としましては、この売却時の前提条件と思われたものが崩れたわけですから、再度議会に諮って、買戻しをするか否かを審議する必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員のただいまのご質問ですけれども、今現在、町長の答弁にもございましたように、大変厳しい状況ということで、待っているという状況でございます。

この会社、私どもも内容を本当に細かいところまでは承知しておりませんが、常に社長のほうとは定期的に、先週もですけれども連絡を取り合っておりまして、最近コロナの影響は抜け出てきて、業績回復のほうに来ていると。いわゆる業績不振だというような捉え方も間違いじゃないのかもしれませんが、社長のほうからも連絡が来ているんですけれども、これに関しては融資先の金融機関等から、建設費の高止まりを待つ時期を遅らせるべきではないのかというようなことがあって、原資については積立て等を行って、ある程度のものは確保しているというふうに我々は聞いております。

ただ、銀行さんのほうも現在こういう高止まりの状況で融資をかけるというのは、とてもデメリットが高いんじゃないのかということもある中で、より有効な立地ということを今模索しているというふうに聞いておりますので、市内再立地の製造業ということで大変期待をしておりますので、その点についてはもう少し待つあげた中で期待をしていくというふうには私どもは考えてございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ここで簡単に、この水上小の経過をまとめましたので、ちょっと説明させていただきます。

まず、契約日2019年3月15日、それから所有権移転登記が同年7月11日で、契約書上の解体撤去工事完了予定日、これは約束の完了日、これが2020年1月11日になっていました。ところが、これ1回目の工事延期承認申請というのが出てきたのが2020年8月1日、つまり撤去工事完了予定日に全く作業がそれまでに行われていなかったにもかかわらず、そこからさらに7か月間放置されて、そこで延期の、先ほど町長が説明されたような状況であるということと延期申請が出てきたわけですが、これを見ても、非常にこれは不誠実ではないかなというふうに考えます。

ちょっとはしよりますけれども、いずれにしてもこういった計画が変更になったことを議会にも町民にも説明しないで、執行部とミケンの間の話だけで進めていることに関しては、今後改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

改めるといいますか、まず、これは契約文の中に書いてある以上は、決していいことではないということは当然理解をしております。ただ、契約の後に解体と本体とは一体工事と考えたい旨が、当時の定例の打合せの中に入ってきました建築設計事務所等からも申出がございまして、一体的な事業として捉えようと。この段階で、解体の延期については、計画が完全な形で出来上がるまでの間の保留としましょうということで、お互いに了承をした上で現在に至っているというところがございます。冒頭申し上げたとおり、決していい形ではないのは承知しております。

この経緯につきましては、これまでの議会のご質問など、一般質問なども含めまして、私たちのほうから積極的にプッシュという形でしたことはあまり記憶にございませんが、各種の常任委員会等でも常にこの話が出てきておりまして、議会のほうには、今、町長が答弁したような内容までのご報告といたしますか、経緯はご説明をしていたところでございました。

そのようなことで、今後につきましては、より一層期限が越えてきておりますので、しっかりとこういう共有の機会を持ちながら進めていきたいというふうに、改めて考えるところでございます。ご理解いただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 共有の機会というのは議会と執行部で、これについて話し合う機会を持つという、そういう意味で捉えてよろしいですね。分かりました。

それで、これはもう一つ問題は、これ2回目の計画延長、これは町が先ほどから承認したと言っていますけれども、これ承認の文書はないんですね。先方から出てきた延期承認要請書なるものは存在するんですが、それに対して町がそれを承認しますという文書は、実際には存在していないというふうに伺っています。

そこで、これ仮に認めたとすると、工場の稼働開始予定日が2回目の延長計画では2025年9月というふうになっています。そうすると、これ買戻し特約期間の終了日が2029年7月11日ですから、その間、要は稼働してから3年10か月しか、この特約期間というのはいわゆるです。そうすると何が問題かという、この売買契約書の9条で5年間引き続き指定用途に

供するものとするという、これが履行できなくなるわけですね。そうすると、これは既に契約書で交わしたこの契約内容を破るような計画を町が承認したということになってしまいうんですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 今の発言に対して、最後の答弁とさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

答弁をお願いします。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

互いの主張の相違はあるものの、心配をいただいている中でのご質問、ありがたいと思っております。

このミケンさんに関しまして、これまでも同じようなことの答弁の繰り返しになってしまいうんですけれども、確かにこの10年を超えて買戻しの特約がという、その10年というところからの逆算でいきますと、5年間の稼働が担保できないという議員のご質問の趣旨、よく理解できるところなんです、これが少し割り込んで7年目、残り3年とか、そういうところで稼働したとして、長い意味で言うところの本町のあそこの場所での立地、そして雇用、そして事業拡大、そのようなことを見通した上で、どこかのよく分からない、よその会社が来て危ないなという話じゃなくて、長年にわたり既に本町内において実績のある会社でございますので、今回のコロナ禍から物価高騰などなど、本当にこれまでにないことが、今、ちょうど契約の後に起きてしまいまして、そのような状況において、精いっぱい今、何とか稼働に向けて、社長も先週末言うておりましたが、1ミリも、立地しないとかそんなことはない、そこに目指して既に今も蓄財をして、今やっているところなんですということで、心配かけて申し訳ないということではありますので、特別に道を外れたことをするという意味ではないという意味で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。いずれにしても、これ町にとっては財務状況に不安のある企業にこのまま所有させて、例えばこの2029年を迎えることで、そこから転売されて、例えば産廃工場等に、産廃業者に売られる、そういったリスクを抱えるよりも、他の地域の廃校利活用を参考にしながら、町民がやはり納得できるような、そういった利用

方法にすべく買戻しを検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で宮坂陽一郎君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時25分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、ご報告申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,794万6,000円を追加し、補正後の予算総額を42億8,622万7,000円とするものです。

内容は、9月8日の台風13号の影響に伴う住宅の応急修理工事や、道路・河川をはじめとした復旧に係る経費について予算計上を行ったものです。

これらの経費は速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、9月9日付で専決処分をいたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本案に対する質疑を行います。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ちょっと質問させていただきます。

これは災害関連事業費ということでは理解しているんですけども、9日の日に専決処分をやっているんですけど、本日14日が本会議になっています。この間に、この歳出関係で発注率というのはどのくらいの発注率なんですか、教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

率では手元に何もございません。項目としてでよろしいでしょうか。項目も書き記したものはないので、私の頭の中に入っているものを幾つか列挙させていただきたいと思います。

8日の夜から、職員のほうが災害対策本部体制をしきまして、かなりの数が勤務しております。それが今後ずっと継続するという含めまして、まず人件費が当たっていると考えております。

また、翌日の午後からになりましたが、翌日からごみの受入れを始めるというようなことが、前回の経験を踏まえて早い時期に可能だということで、しかも役場の隣ということの判断をいたしましたので、それらの事業が早急に始まるというようなことで予算が動き始めるということで、専決の指示を各課に流したところでございます。

その後の降雨等により増破、増嵩してはいけないということから、傷んだ、被災したのり面等にブルーシート養生をかけるなどで、今後の災害の査定ですとか、また、復旧までの一月とかの期間の養生ということから、指示を出すというようなことから、指示を出す以上は予算の裏づけがないといけないということで、そのようにいたしました。

あと、建設産業等でパトロールした際に、道路の通行止め等が発生しておりますが、それらの供用に向けた土砂撤去など、土建組合の皆さんが昼夜問わず働いてくれている、そちらの指示につきましてもこれらの予算の中から、予算を手当てした形の下で指示をさせていただいているというところでございます。

一旦、私の頭に入っているもので恐縮でございますが、そのようなことです。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） なぜこんなことを聞くかということ、9日の日に専決して、本日が14日ですので何日もたっていないんですよ。専決処分というのは、議会を招集する暇がないときに専決をできるんですよというふうに基本的にはなっていますから、ただ、災害ですので、応分の予算がないと動かないというのは私も理解はするんですけども、本日、専決処分ということで1億七千何百何十万円という金が専決されておりますけれども、本来であれば、

専決処分で例えば5,000万円、残りの1億2,000万円は本日の予算の補正予算という形で間に合うんじゃないかという、私は気がしたんですけれども、その辺はどうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 確かに議員のおっしゃるような形も可能だとは思いますが。

今回取ったパターンといたしましては、前回、4年前に、ちょうど水害でこのような形になった2019年の災害の前例がございましたので、前回は、かなりこれらについて初めての、見舞金ですとか、そういう関係ですとか、様々あったんですけれども、今回は前回のやつを参考といたしまして、各課も想定をした中を出してきてもらって確保させていただいたというところがございます。出し方については、今議員のおっしゃるような出し方も当然一つとしてあるかもしれませんが、そういうようなことをつかみというところについての危惧の面もございましてしょうけれども、ご理解を賜ればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 説明している内容自体は理解はしますが、ただ、先ほど言ったように、専決でやる予算と実際に本会議にかけて予算措置をするものは、基本的には違うと思うので、前回の大雨の被害のときはすぐ議会が、日程を私は忘れたんですけれども、議会が招集されていなかったというふうに私は理解していますので、今回の場合はもう14日という議会が招集されるのが分かっておりましたので、そこに区分を分けてもよかったんじゃないかというふうに、私自体は思っていますので質問させていただきました。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議案第1号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、マイナンバーカード保有者の申請により、マイナンバーカードに搭載されている電子認証機能を自身のスマートフォンに搭載することが可能になったことから、電子認証機能を持ったスマートフォンで印鑑登録証明書を申請、交付できるようにするため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、山越康弘君。

○税務住民課長（山越康弘君） では、議案第1号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明いたします。

このたび、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上を図るため法改正が行われ、先ほど町長が申しあげましたとおり、マイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を自身のスマートフォンに搭載することが可能となりました。

これにより、スマートフォンで今後展開されていくマイナンバーカード関連サービスの利

用や申込みなどができ、さらに、スマートフォンの顔・指紋認証などの生体認証機能を活用できることから、4桁の暗証番号忘れの防止にもなります。

ただし、このサービスが利用できるのは、スマートフォンに搭載されているOSがアンドロイドに限定されており、異なるOSが搭載されているiPhoneなどは、このサービスを現在受けることができません。マイナンバーカードなどの公的認証サービスを所管する地方公共団体情報システム機構では、今後、アンドロイド以外でも同様のサービスを受けられるよう環境整備を図るとのことですが、それがいつになるのか、現在明らかになっておりません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） これで討論は終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第2の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が繰り上げられることに伴い、同項の規定を引用している条文について改正するものです。

本改正による適用範囲は、指定都市及び中核市並びに都道府県の事務に係る手続であり、町の事務に直接影響するものではありません。

改正内容は、こども園の認定または許可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定許可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続の重複が生じてしまいましたが、手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議を事前通知に見直す改正となります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第3号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議案第3号 令和4年度決算認定について、日程第9、報告第1号 令和4年度長柄町健全化判断比率について、日程第10、報告第2号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、日程第11、報告第3号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも令和4年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 令和4年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につきまして認定を賜りたく、その内容についてのご説明を申し上げます。

令和4年度の各会計につきましては、本年5月末日をもって出納閉鎖をいたしました。その決算関係書類は、去る8月18日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき会計管理者から提出され、同条第2項の定めるところにより、8月21、22、23日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。

その結果、別紙のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付し、本議会の認定に付するものであります。

まず、一般会計の決算額では、歳入55億3,517万7,627円、歳出52億1,872万3,221円、歳入歳出差引残額は3億1,645万4,406円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額10億3,973万5,566円、歳出決算額9億2,152万5,680円、歳入歳出差引残額は1億1,820万9,886円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額6,677万9,603円、歳出決算額6,657万2,232円、歳入歳出差引残額は20万7,371円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額7億9,766万8,923円、歳出決算額7億6,111万567円、歳入歳出差引残額は3,655万8,356円であります。

浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額6,770万2,293円、歳出決算額6,760万2,786円、歳入歳出差引残額は9万9,507円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額1億384万9,391円、歳出決算額1億260万6,262円、歳入歳出差引残額は124万3,129円であります。

本町における各会計の決算の総額は、歳入で76億1,091万3,403円、歳出で71億3,814万748円となり、歳入歳出差引残額は4億7,277万2,655円であります。

以上、令和4年度各会計の決算についてご報告を申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者に補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

続いて、報告第1号 令和4年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、各基準を超えると地方公共団体は各計画を策定し、行財政上の措置を講ずることにより財政健全化を図ることとなります。

この基準の比率のうち、健全化判断比率については4つの指標で表されますが、本町はいずれも国の定める基準以下でした。

実質公債費比率については、直近3か年の平均で算出することとなっており、令和4年度単年では、地方債の元利償還金の増加、臨時財政対策債発行可能額の減少等の要因により増加しておりますが、前年度歳出範囲である令和元年度より算出数値が低いため、前年度と比較して減少しております。

また、将来負担比率については、町が将来負担すべき負担額より充当可能財源等が上回ったため、将来負担比率は算定されませんでした。

最後に、資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

会計管理者、小川久美子君。

○会計管理者（小川久美子君） それでは、議案第3号 令和4年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、補足説明申し上げます。

それでは、お手元の決算書5ページ、6ページをお開きください。

歳入は収入済額を、歳出は支出済額をご説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入決算です。

1 款町税12億8,239万3,607円、1 項町民税 3 億8,358万2,169円、2 項固定資産税 8 億2,294万4,061円、3 項軽自動車税3,049万9,950円、4 項町たばこ税4,335万9,077円、5 項入湯税200万8,350円。

2 款地方譲与税6,160万7,000円、1 項地方揮発油譲与税1,483万5,000円、2 項自動車重量譲与税4,440万6,000円、3 項森林環境譲与税236万6,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金46万4,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金467万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金370万5,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金2,014万1,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 1 億8,144万1,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金5,380万3,324円。

9 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金20万8,478円。

10款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金941万3,000円。

次のページをお願いいたします。

11款地方特例交付金213万6,000円、1 項地方特例交付金213万6,000円。

12款地方交付税、1 項地方交付税12億6,553万3,000円。内訳は、普通交付税が11億4,424万3,000円、特別交付税 1 億2,129万円でございます。

13款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金148万4,000円。

14款分担金及び負担金1,459万787円、1 項負担金1,078万8,049円、2 項分担金380万2,738円。

15款使用料及び手数料5,319万695円、1 項使用料4,915万7,198円、2 項手数料403万3,497円。

16款国庫支出金 5 億3,623万5,574円、1 項国庫負担金 1 億8,024万4,634円、2 項国庫補助金 3 億5,363万4,394円、3 項委託金235万6,546円。

17款県支出金 4 億1,590万2,101円、1 項県負担金9,594万874円、2 項県補助金 2 億9,970万9,345円、3 項委託金2,025万1,882円。

18款財産収入1,013万4,607円、1 項財産運用収入837万3,090円、2 項財産売払収入176万1,517円。

次のページをお願いします。

19款寄附金、1 項寄附金9,509万8,910円。

20款繰入金8,466万5,733円、1項基金繰入金8,460万円、2項特別会計繰入金6万5,733円。

21款繰越金、1項繰越金5億8,114万9,337円。

22款諸収入7,957万9,474円、1項延滞金、加算金及び過料14万8,041円、2項町預金利子6,622円、3項雑入7,942万4,811円。

23款町債、1項町債7億7,763万円。

以上、一般会計の歳入合計、予算現額55億9,090万1,000円、調定額55億6,322万595円、収入済額55億3,517万7,627円、不納欠損額534万4,750円、収入未済額2,269万8,218円でございます。予算現額に対する収入済額の割合は99.0%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

一般会計の歳出決算でございます。

1款議会費、1項議会費6,484万4,058円。

2款総務費8億2,084万562円、1項総務管理費6億8,647万5,299円、2項徴税費8,489万6,556円、3項戸籍基本台帳費3,234万1,192円、4項選挙費1,651万5,928円、5項統計調査費11万1,987円、6項監査委員費49万9,600円。

3款民生費10億7万3,200円、1項社会福祉費7億3,075万3,854円、2項児童福祉費2億6,931万9,346円、3項災害救助費0円。

4款衛生費、1項保健衛生費4億2,363万8,748円。

5款農林水産業費1億6,326万7,513円、1項農業費1億5,630万38円、2項林業費696万7,475円。

6款商工費、1項商工費1,747万1,925円。

7款土木費6億9,543万3,492円、1項土木管理費3億8,613万2,150円、2項道路橋梁費2億1,915万3,273円、3項河川費1,205万6,800円、4項住宅費7,809万1,269円。

次のページをお願いします。

8款消防費、1項消防費1億4,496万700円。

9款教育費9億8,524万5,247円、1項教育総務費5,277万7,173円、2項小学校費6,639万7,954円、3項中学校費4,606万5,340円、4項社会教育費7億3,755万2,668円、5項保健体育費8,245万2,112円。

10款災害復旧費541万円、1項農林水産施設災害復旧費541万円。

11款公債費、1項公債費3億7,023万8,460円。

12款諸支出金 5億2,729万9,316円、1項普通財産取得費 0円、2項基金費 5億2,729万9,316円。

13款予備費、1項予備費 0円。

一般会計の歳出合計は、予算現額55億9,090万1,000円、支出済額52億1,872万3,221円、翌年度繰越額は2億2,319万1,000円。これらの内容としては、繰越明許費として公民館建設事業や町道3033号線道路改良事業など、計7事業を繰り越しております。

続いて、不用額 1億4,898万6,779円。執行率は93.3%となりました。

歳入歳出差引残額は 3億1,645万4,406円でございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開きください。

国民健康保険特別会計歳入の決算でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税 1億8,548万8,263円。

2款一部負担金、1項一部負担金 0円。

3款使用料及び手数料、1項手数料2,200円。

4款国庫支出金、1項国庫補助金 0円。

5款県支出金、1項県負担金 6億6,643万4,609円、2項財政安定化基金支出金 0円。

6款財産収入、1項財産運用収入3,124円。

7款繰入金、1項他会計繰入金7,728万939円、2項基金繰入金 0円。

8款繰越金、1項繰越金 1億908万8,822円。

9款諸収入143万7,609円、1項延滞金、加算金及び過料22万8,200円、2項預金利子 0円、3項雑入120万9,409円。

歳入の合計は、予算現額 9億6,175万1,000円、調定額10億5,828万6,501円、収入済額10億3,973万5,566円、不納欠損額167万5,100円、収入未済額1,687万5,835円でございます。収入率は108.1%となりました。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出の決算でございます。

1款総務費2,459万5,437円、1項総務管理費2,285万4,855円、2項徴税费165万7,752円、3項運営協議会費 8万2,830円。

2款保険給付費 6億4,880万6,888円、1項療養諸費 5億6,762万3,732円、2項高額療養費 7,926万8,941円、3項移送費 0円、4項出産育児諸費42万円、5項葬祭諸費135万円、6項傷病手当諸費14万4,215円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億3,002万9,206円、1 項医療給付費分 1 億5,367万3,073 円、2 項後期高齢者支援金分5,525万3,642円、3 項介護納付金分2,110万2,491円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金28円。

5 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金 0 円。

6 款保健事業費1,738万7,247円、1 項特定健康診査等事業費1,001万6,962円、2 項保健事業費737万285円。

7 款基金積立金、1 項基金積立金 5 万3,124円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金65万3,750円、2 項延滞金 0 円。

次のページをお願いします。

9 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出の合計は、予算現額 9 億6,175万1,000円、支出済額 9 億2,152万5,680円、翌年度繰越額 0 円、不用額4,022万5,320円、執行率は95.8%となりました。

歳入歳出差引残額は 1 億1,820万9,886円でございます。

続きまして、29ページ、30ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計の歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,083万2,727円。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,720万円。

5 款繰越金、1 項繰越金 1 万2,752円。

6 款諸収入13万4,124円、1 項預金利子 0 円、2 項雑入13万4,124円、3 項延滞金、加算金及び過料 0 円。

7 款町債、1 項町債860万円。

歳入の合計は、予算現額6,776万4,000円、調定額6,761万339円、収入済額6,677万9,603円、不納欠損額 0 円、収入未済額83万736円でございます。収入率は98.5%となりました。

次のページをお願いいたします。歳出の決算でございます。

1 款事業費、1 項管理費3,070万1,131円。

2 款公債費、1 項公債費3,587万1,101円。

3 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出の合計は、予算現額6,776万4,000円、支出済額6,657万2,232円、翌年度繰越額 0 円、不用額119万1,768円、執行率は98.2%となりました。

歳入歳出差引残額は20万7,371円でございます。

続きまして、37ページ、38ページをお開きください。

介護保険特別会計の歳入決算でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億7,290万5,500円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 0 円。

3 款国庫支出金 1 億6,688万9,163円、1 項国庫負担金 1 億3,283万9,657円、2 項国庫補助金3,404万9,506円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 1 億9,092万4,000円。

5 款県支出金 1 億538万9,013円、1 項県負担金 1 億147万379円、2 項財政安定化基金支出金 0 円、3 項県補助金391万8,634円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,982円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 1 億2,283万9,000円、2 項基金繰入金 0 円。

8 款繰越金、1 項繰越金3,839万5,390円。

9 款諸収入32万4,875円、1 項延滞金、加算金及び過料5,400円、2 項預金利子 0 円、3 項貸付金元利収入 0 円、4 項雑入31万9,475円。

次のページをお願いします。

10 款町債、1 項財政安定化基金貸付金 0 円。

歳入の合計は、予算現額 7 億7,700万円、調定額 8 億278万9,723円、収入済額 7 億9,766万8,923円、不納欠損額123万5,200円、収入未済額388万5,600円でございます。収入率は102.7%となりました。

次のページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費2,423万9,182円。

2 款保険給付費 6 億8,799万5,797円、1 項介護サービス諸費 6 億7,211万6,735円、2 項高額サービス費1,587万9,062円。

3 款地域支援事業費2,314万7,056円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,122万4,113円、2 項包括的支援事業・任意事業費1,192万2,943円。

4 款基金積立金、1 項基金積立金1,004万1,982円。

5 款諸支出金1,568万6,550円、1 項償還金及び還付加算金1,562万817円、2 項繰出金 6 万5,733円。

6 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出の合計は、予算現額 7 億 7,700 万円、支出済額 7 億 6,111 万 567 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 1,588 万 9,433 円、執行率は 98.0% となりました。

歳入歳出差引残額は 3,655 万 8,356 円でございます。

続きまして、47 ページ、48 ページをお願いいたします。

浄化槽事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 94 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 1,893 万 5,455 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 70 万 9,000 円。

4 款県支出金、1 項県補助金 63 万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金 3,305 万円。

6 款繰越金、1 項繰越金 23 万 7,838 円。

7 款諸収入 0 円。

8 款町債、1 項町債 1,320 万円。

歳入の合計は、予算現額 6,902 万 8,000 円、調定額 6,781 万 643 円、収入済額 6,770 万 2,293 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 10 万 8,350 円でございます。収入率は 98.1% となりました。

次のページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款事業費 5,113 万 8,766 円、1 項管理費 3,821 万 2,662 円、2 項工事費 1,292 万 6,104 円。

2 款公債費、1 項公債費 1,646 万 4,020 円。

3 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出の合計は、予算現額 6,902 万 8,000 円、支出済額 6,760 万 2,786 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 142 万 5,214 円、執行率は 97.9% となりました。

歳入歳出差引残額は 9 万 9,507 円でございます。

続きまして、55 ページ、56 ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入決算でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料 8,024 万 2,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 0 円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金 2,296 万 7,961 円。

4 款繰越金、1 項繰越金 47 万 8,330 円。

5 款諸収入16万1,100円、1 項延滞金、加算金及び過料0円、2 項償還金及び還付加算金2,900円、3 項預金利子0円、4 項雑入15万8,200円。

歳入の合計は、予算現額1億324万円、調定額1億415万491円、収入済額1億384万9,391円、不納欠損額3,000円、収入未済額29万8,100円でございます。収入率は100.6%となりました。

次のページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款総務費116万9,362円、1 項総務管理費75万1,429円、2 項徴税費41万7,933円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金1億143万4,000円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金2,900円、2 項繰出金0円。

4 款予備費、1 項予備費0円。

歳出の合計は、予算現額1億324万円、支出済額1億260万6,262円、翌年度繰越額0円、不用額63万3,738円、執行率は99.4%となりました。

歳入歳出差引残額は124万3,129円でございます。

以上で各会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

ここで、監査委員から監査報告があります。

監査委員、白井民夫君をお願いいたします。

○代表監査委員（白井民夫君） 監査委員の白井でございます。

まずは、令和5年台風13号に伴う豪雨により被災されました方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、令和4年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定による一般会計及び特別会計の審査、地方自治法第241条第5項の規定による各基金の運用状況審査を8月21、22、23日の3日間にわたり、岡部委員と実施いたしました。

審査は令和4年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算、財産に関する調書及び基金に関する調書等の関係帳簿書類をもって実施いたしました。

まず、審査の着眼点ですが、一般会計及び特別会計の決算においては、意見書4（1）から（7）に掲げる事項に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

次に、審査の実施内容及び結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により、出納証書類と照査の結果、決算は計数に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出決算その他関係書類は法令に適合し、予算執行も適正に処理され、その執行実績についても所期の目的に沿い、住民福祉の増進が図られていることが推察されます。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利について、それぞれ調書の計数と財産台帳、備品台帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

基金に関する調書につきましては、各基金について、それぞれ調書の計数と預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、決算規模は前年度と比較すると、歳入は減、歳出は増となっていました。

歳入では、町税が増収となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金の配分の減少などにより国庫支出金が減となり、決算額は減となりました。

また、歳出では、人件費の減はあるものの、地籍調査区域の増や公民館建設事業の本格実施により決算額が増となったものです。

次に、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は87.5%で、前年度と比較し上がっているものの、80%台を維持しています。将来負担を見据え、持続可能な財政構造の確立を目指していただきたい。

次に、近年の地方財政を取り巻く状況を踏まえ、自主財源の根幹をなす町税の収入確保は重要ですが、収納率は前年度と同じ98.4%と高い水準を維持しております。今後とも物価高騰の中にあって、経済や生活への影響を予測することは困難ですが、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、未収金発生の防止及び県との連携等による早期回収と納税の利便性向上に資する取組に引き続き努力していきたい。

また、財産運用に関しましては、効果的な支出、行財政改革の推進及び地方自治法に規定されている最少の経費で最大の効果を挙げられるように努めていただきたい。

次に、各種の要望に対する補助金等の交付にあつては、町が実施する施策の補完的な位置づけである補助金の効果の見える化や、他の事業等との連携を検討し、所管で費用対効果の検証を適切に行っていただきたい。

歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されており、引き続き管理に万全を期すよう努めていただきたい。

なお、利用実績がない一部の特定目的基金については、利用条件を精査するなど、今後、より効果的な活用ができるように検討していただきたい。

最後に、町では事業遂行に当たり、物品購入や委託業務など様々な契約を締結しておりますが、一括購入や長期契約等を積極的に検討し、経費節減に努められるほか、早期の発注により工期を確保し、繰越事業の縮減に努力されたい。また、事業執行では、各種電算システムの仕様を有効に使い、事務処理の効率化により町民福祉の向上を図るため事業実施体制の見直しを含め検討していただきたい。

次に、財政健全化に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と各特別会計を合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、昨年度と同様に該当がございませんでした。

実質公債費比率は、元利償還金の増加があるものの、標準税収入額等の増加により、前年度と比較し下降して5.9%となっております。

また、将来負担比率は、充当可能財源等の大幅な増加により該当がなくなっております。

健全化判断比率は、いずれの数値も国で定める基準以下となっており、健全財政を維持しておりますが、今後、公民館建設業事業等で発行した地方債の償還の開始により、将来負担比率等は持続的に上昇することが推測されております。事業実施に当たっては、償還に伴い交付税措置される有利な起債等を取り入れることに努めていただきたい。

人口減少により、町税をはじめとした一般財源の総量の確保が厳しくなる見通しであることから、事業執行に合わせた財政計画を立てて、引き続き健全な財政運営をお願いいたします。

以上、決算審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

審議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は3時40分からとします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時40分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで質疑を行います。ここでの質疑は、議員自身の所属していない常任委員会の決算項目の詳細に限り認められます。

なお、令和5年2月13日の全員協議会での申合せのとおり、1件の質問に対し3回まで発言を認めます。

質問の件数については同日の議会運営委員会での申合せのとおり、この後総括質疑もありますので、会議時間などを考慮し、議会運営上常識的な範囲において実施していただけるようお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。

これで所属外常任委員会に関する質疑を終わります。

引き続き、議案第3号 令和4年度決算認定について総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりますは、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 令和2年度からコロナ禍の中に入りまして、2、3、4と過ごしてきたわけですが、令和4年度決算報告をいただきまして、不納欠損額ですね。それぞれ町民税とか固定資産税とか不納欠損額出ていますけれども、令和2年度から3年間見比べて、推移、分かっただらば教えて、不納欠損が増えたとか減ったとか、額は同じだとか、コロナ禍の中、集金に行けなかったとか、そういういろいろあったかと思っておりますけれども、その辺不納欠損の推移が分かれば教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

税務住民課長、山越康弘君。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

すみません。今手元に資料はございませんので、推移につきましては常任委員会のほう、もしくは鶴岡議員さんは違いますか。すみません、じゃ、後ほど、これ終わりましたら下に戻りまして……

〔発言する者あり〕

○税務住民課長（山越康弘君） 不納欠損は恐らく多分横ばいだと思います。

詳細につきましては……

〔発言する者あり〕

○税務住民課長（山越康弘君） 承知しました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

総務事業常任委員会、10月12日木曜日、9時審査開始。住民教育常任委員会、10月13日、9時審査開始とします。

ここで暫時休憩とします。着席のままお待ちください。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第12、議案第4号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、日程第13、議案第5号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第6号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第5号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,416万3,000円を追加し、補正後の予算総額を43億5,039万円とするものです。

主な内容は、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用し、町民1人当たり3,500円の地域応援券の発行をはじめ、公共交通事業者や医療機関、介護事業者等への支援金を支給します。また、農業及び林業の活性化を目的として、地域おこし協力隊の隊員を1名ずつ募集します。このほか、新型コロナウイルス感染症の集団予防接種に係る経費や昨今の豪雨に伴う町道や農道、排水路の維持補修費などを予算計上するものです。

次に、介護保険特別会計ですが、4月の人事異動に伴う人件費の増とともに、令和4年度介護給付費の確定に伴う国・県、支払基金への負担金を返還するものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,828万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億268万7,000円とするものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、令和4年度の保険料等負担金が確定したことから広域連合への負担金を計上するものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1億524万6,000円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第4号 長柄町一般会計補正予算（第5号）

につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

なお、人件費につきましては4月の人事異動に伴う科目内の移動のみとし、総額の増減はございませんので、説明のほうは割愛させていただきたいと存じます。

まず、補正予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費、01細目財産管理事業70万円の増は、役場前面及び保健センター駐車場区画線の維持補修を図るものです。

7目企画費、01細目企画費6,000円の増は、将来的な公園整備を検討するワークショップを開催するための飲料代でございます。

9目諸費、01細目諸費81万円の増は、下味庄自治会が集会所の屋根及び外壁等を補修するため、経費の50%を補助するものでございます。

11目社会保障・税番号制度事業費、01細目社会保障・税番号制度事業費22万円の増は、マイナンバー法等の改正に伴う例規の整備を行うものでございます。

12目地方創生臨時交付金事業、03細目公共交通事業者支援事業100万円の増は、町内を運行するバス事業者に対し支援金を支給するものでございます。04細目医療機関等物価高騰対策支援事業70万円の増は、物価高騰対策として町内6か所の医療機関等に補助金を交付するものです。05細目介護サービス事業所物価高騰対策支援事業110万円の増は、同じく物価高騰対策として町内10か所の介護事業所に補助金を交付するものでございます。06細目障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業10万円の増は、同じく物価高騰対策として町内2か所の障害福祉サービス事業所に補助金を交付するものです。07細目地域応援券発行事業2,610万円の増は、昨年度に引き続き、町民1人当たり3,500円の地域応援券を発行するための経費を計上するものでございます。

3項1目戸籍基本台帳費、02細目戸籍・住民票に関する事務経費6,000円の増は、令和4年度の中長期在留者住居地届出等事務委託費が確定したため、国への返還を行うものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3款1項6目福祉センター費、01細目福祉センター費41万4,000円の増は、健康相談室及び空調室の制御基盤、リモコンスイッチを交換するための修繕費を計上するとともに、老朽化する排水ポンプの交換工事を行うものです。

7目介護保険費、01細目介護保険費22万7,000円の増は、職員人件費分の繰出金でございます。

2項4目こども園費、02細目こども園費15万円の増は、園児のおむつ処分用ボックスを購入するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、01細目一般職人件費は割愛させていただきます。

2目予防費、10細目新型コロナウイルス感染症予防接種事業306万7,000円の増は、秋に実施する集団接種3日分の経費を計上するものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

3目環境衛生費、01細目環境整備事業3万5,000円の増は、不燃物ステーション整備事業補助金の活用実績に伴い、増額補正を行うものでございます。04細目まち美化事業23万円の減は、この6月10日に実施したまち美化事業の実績に応じて報償金の減額補正を行うものでございます。

5款1項3目農業振興費、01細目農業振興費294万6,000円の増は、農業の活性化を目的として地域おこし協力隊の隊員1名分の経費を計上するとともに、六地蔵加工場の自動水洗化及び真空包装機の買換え、さらには認定農業者がトラクターのウイングハローを購入するための補助金を計上するものでございます。

4目農業基盤整備費、01細目農業基盤整備費726万4,000円の増は、金谷農村公園の縦どい及び軒裏の修繕費を計上するとともに、上野地区の神宿ため池が漏水及び堤体が崩壊しているため、改修工事を行うものでございます。02細目農地・排水路維持整備事業459万6,000円の増は、徳増地区の農道ほか6か所の維持修繕工事費及び長富地区が用水路を補修するための資材費を計上するものでございます。05細目鳥獣被害防止対策事業175万4,000円の増は、イノシシ、アライグマの捕獲実績に応じて協議会への補助金増額を行うとともに、令和4年度の鳥獣被害防止対策交付金が確定したことによる返還金を計上するものでございます。

5目都市農村交流事業費、01細目都市農村交流事業費62万円の増は、落雷によるログハウスコテージ内の家電を守るため、サージガードを設置するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

2項1目林業振興費、01細目林業振興費199万9,000円の増は、林業の活性化を目的として地域おこし協力隊の隊員1名分の経費を計上するものです。

6款1項2目商工業振興費、03細目創業支援補助金90万円の増は、本補助金を活用し、町内で創業を検討している3件分の計上を行うものでございます。

3目商工観光費、01細目商工観光費230万円の増は、千葉県誕生150周年記念事業補助金を活用し、農林商工まつりにお笑い芸人による現地レポート及びステージショー、千葉テレビによる番組放送といったイベントの拡充を図るものでございます。

7款2項1目、道路維持費、01細目道路排水路維持事業743万9,000円の増は、道路愛護一斉作業の際などに各自治会から要望のあった町道や排水路の維持補修費を計上するものでございます。

2目道路新設改良費、02細目町道3033号線道路改良事業500万円の増は、国庫補助の対象外となる排水路や盛土工事といった附帯工事費500万円を計上するとともに、電柱移転に係る補償補填の不用額を工事請負費へ節替えることで工事の進捗を図るものでございます。

3項1目河川維持費、01細目河川維持事業18万4,000円の増は、三沢地区の河川のり面補修工事を行うものです。

20ページ、21ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費、01細目一般職人件費は割愛させていただきます。02細目住宅管理費137万円の増は、町営住宅の修繕費を実績に応じて増額補正を行うものでございます。

9款2項1目学校管理費、02細目学校管理費66万6,000円の増は、日吉小学校職員室のシロアリ防除を行うとともに、長柄小学校のグラウンドの支障樹木を伐採、撤去するものでございます。

3項1目学校管理費、01細目学校管理費20万円の増は、長柄中学校バスロータリーの防犯カメラ及びグラウンドの散水栓の補修を行うものでございます。

2目教育振興費、02細目国際交流事業944万円の減は、本年度についても新型コロナウイルス感染症に伴い中止としたことから減額補正を行うものでございます。

5項1目保健体育総務費、03細目長柄町一周駅伝大会事業77万8,000円の増は、物価高騰に伴う記念品や消耗品の増額分を計上するとともに、千葉県誕生150周年記念事業補助金を活用いたしまして、参加賞の記念タオル製作及び千葉テレビによる開催告知コマーシャルを放送するものでございます。04細目体育館維持管理事業30万円の増は、町民体育館1号館の非常扉改修を当初から予定しておりましたが、物価高騰に伴う増額分の計上を行うものでございます。06細目スポーツ推進員活動事業1万円の増は、関東スポーツ推進委員研究大会が来年度に千葉県での開催となったことによる負担金を計上するものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費、01細目農林水産施設災害復旧費109万9,000円の増

は、8月1日の豪雨に伴い被災した篠網地区の農免道路ほか3か所の復旧工事を行うとともに、辺田地区の農地復旧に係る補助金を計上するものでございます。

歳出の説明は以上です。

続きまして歳入を説明いたします。

戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款6項1目鉱産税25万円の増は、株式会社合同資源による榎本地区での天然ガス及びヨウ素の採掘が11月から本格稼働することに伴い、計上するものでございます。

14款2項1目農林水産業施設分担金362万4,000円の増は、上野地区の神宿ため池改修工事における事業費の50%を地元分担金として計上するものでございます。

16款2項1目民生費国庫補助金4万9,000円の増は、こども園のおむつ処分用ボックス購入に係る33%分が補助されるものでございます。

4目衛生費国庫補助金306万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症予防接種事業に係る全ての経費が補助されるものでございます。

6目総務費国庫補助金2,616万円の増は、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用して、本町では公共交通事業者や医療機関等への支援金及び地域応援券の発行を実施するものでございます。

17款2項2目民生費県補助金4万9,000円の増は、国費用同様、こども園のおむつ処分用ボックス購入に係る33%分が補助されるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金39万5,000円の増は、イノシシ、アライグマの捕獲実績に伴い増額補正を行うものです。

5目教育費県補助金78万3,000円の増は、町一周駅伝大会のさらなる充実を図るため、千葉県誕生150周年記念事業補助金を活用するものでございます。

7目商工費県補助金230万円の増は、農林商工まつりのさらなる充実を図るため、同じく千葉県誕生150周年記念事業補助金を活用するものでございます。

20款1項4目ふるさと応援基金繰入金200万円の減は、中学生海外交流事業の中止に伴う減額補正を行うものです。

21款1項1目繰越金3,196万2,000円の増は、財源不足分を賄うものでございます。

22款3項2目雑入247万6,000円の減は、令和4年度鳥獣被害防止対策交付金の確定に伴う協議会から町への返還金として10万4,000円の増とともに、中学生海外交流事業の中止によ

る保護者負担金として258万円を減額するものでございます。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） それでは質問させていただきます。

地域おこし協力隊が農業振興費と林業振興費、各1名ずつで199万9,000円という補正が組まれたんですけども、今回一般財源で199万9,000円の財源が充当されていますけれども、地域おこし協力隊というのは、私は前に聞くと、100%国から補助が出るような話をお聞きしたんですけども、ここでは財源内訳としては国県支出金の中には入ってきておりませんが、この辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

本件につきましては100%国の特別交付税措置というものでございまして、実質町の一般財源はゼロでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） それじゃ、交付税措置がされるということでございますね。

あと一つ聞きたいのは、現在地域おこし協力隊1名いらっしゃいますよね。その方が何をやっているか全然私分らないんですけども、実績をお示しいただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

特に手元に用意してあるものがないので、私の頭に入っている範囲で恐縮なんですけれども、今長柄町中をいろいろと見て歩いて、将来的には長柄町に定着して木工で生計を立てたいということで当初入ってきております。まだその夢は持っているということで、様々林業関係のほうで勉強したりとかそういうことを今やっております、幅広く人材を広げているというふうに承知しております。

あとは、人との交流の中で自然由来の石けんをつくることに大変興味を持って、それも将来のなりわいとして自分の生計を立てられるものになるんじゃないのかということで、すごくそのことについて今深く掘り下げて勉強していると。作ったり、試作をしたりしているということで聞いております。

いずれにいたしましても、3年間俯瞰した形で長柄町を見ていく中で、長柄町で何がなりわいとして定着していけるのか、自分に何ができるのかということは今一生懸命学んでいるというか、勉強しながら経験をしてやっているというふうに承知しております。月に一度いろいろいろと、日報ですとか打合せですとか、そういうことも役場のほうにももちろん来ておりますし、やっております、その辺は滞りないような形で受けておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） せっかく来ていただいておりますから、長柄町のためになるようにひとつご指導もいただきたいと思います。

またほかで質問をさせていただきますけれども、ほかの方、まず先にやっていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 6番、岡部弘安君。

○6番（岡部弘安君） 先ほど町内一周駅伝大会という予算組んでありましたけれども、これたしか60周年になるのかな、長柄町にとって、一大イベントとなるとと思いますが、どのくらいの規模で、またいつ行われるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

生涯学習課長、石井和子君。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） 第60回記念大会ということで、12月17日の日曜日を予定しております。規模は150チームになった時点で申込みを締め切らせていただく、150チームを予定しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 6番、岡部弘安君。

○6番（岡部弘安君） ありがとうございます。

ここ何年かずっとやっていなかったもので、それこそいろんな準備等は大変だと思いますけれども、私も協力させていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

いました。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 初めに、おむつの処分用のボックスを入れていただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

いつ頃から予定を、もしやるとしましたら考えているか教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

こども園長、川嶋静雄君。

○こども園長（川嶋静雄君） この補正予算が通りましたら、その後実際にボックスを購入することになるんですけども、すぐボックスが入れば入った時点で、なるべく早く保護者のほうに伝えて実施をしたいというふうに考えておりますけれども、またそのおむつの処分をどうするかという細かい手順等については、またこれから検討して進める予定になっております。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願いいたします。

あともう一つ、よろしいでしょうか。地域応援券の発行事業についてお伺いさせていただきます。

今回、地域応援券ということで、商工会のご協力もいただきながらされるということでもありますけれども、できればこれは3,500円ということで、各1人ずつということになると思いますけれども、お金をかけずに地域応援券の印刷代だとか、いろいろなことにお金がかかり過ぎというか、普通の商品券では駄目だったのかどうかお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

まず、商品券については金券扱いになりますので、偽造防止等の措置が必要になります。そのため、多少、印刷代が普通のものに比べて高くなるということがございます。なるべく私どもにとっても経費をかけないようにということで、商工会さんのほうにも相みつを取っていただいたりということで実施しておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） できれば今後もあるような形になるのではないかなと思いますので、今回偽造防止ということも、前回もお話があったと思いますが、その辺も考慮しながら今後

考えていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 答弁よろしいですか。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 本吉議員のおっしゃるとおり、なるべく経費をかけないように実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ちょっと今のことに関連をしますけれども、本吉議員の言った商品券というのは、商工会で現在も商品券発行していますよね。それを利用したらどうですかという、私はそういうふうに感じているんですけれども、違いますか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○8番（池沢俊雄君） それだと偽造防止してあるんじゃないんですか、もう最初から。じゃないと商品券には基本的にはならないと思いますけれども、どうなんですかね。新しいものを作るんじゃなくて、現在ある商品券を活用していったらどうですかということだと思えますよ。まずこれ1点。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 今回のものについては前回同様地域応援券という形で、金券に対して銘打って印刷をかけたいというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 地域応援券というのは前回もそうでしたよね。応援券でしたよね。そうじゃなくて、要は商品券で1人3,500円ですから500円でしょう、商品券というのは。7枚1人配付をすれば、それで3,500円の価値が出てくるんですから、それを利用したらどうですかということと、もう一つ、地域応援券となりますとまた新たに券の使用できますか、やりますか、やりませんかという問いがありますよね、商工会から。そうすると町の商工会に加入していない業者さんいらっしゃいますよね。例でいえば、セブン-イレブンなんかそうなのかな。セブン-イレブンなんかは商工会には加入していないでしょう。

だから、そうすると、そういうところに非常にお金が出るようになっちゃうと思うんですよ、現実的にね。そうすると、町の商工会の商店の方にはあまり経済対策ということにはならないようなことに私はなっちゃうと思うんですけれども、前回7,500円だったかな、幾

らでしたか。その辺の券を配りましたよね。そのときに実際の町の商工業者、商工会に加入している業者に幾らのお金が商工会に還元されたというか、商店に使われたのか。その辺は統計取ってありますよね。それ教えていただけませんか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 統計は取っておりますが、申し訳ございません、今手元に資料がないものでお答えすることはできません。後でよろしければと思います。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 後でというよりも、もし取ってあれば早急に数字を出してほしいんですよ。というのは、ここがやっぱりポイントだと思います、私は。町の商店の、商工会に加入している商店に50%以上の、極端に言えば、消費が出ていればいいんですけれども、どの程度私出ているのかというのがクエスチョンマークなんですよ。

私のほうでは、地域にまだ商店ありますから、そういうところで消費はしていますけれども、ただ、みんなの話聞いてみると、やっぱりセブン-イレブンとかそういうところの消費が非常に多いと思うんですけれども、セブン-イレブンはだから町の商工会に加入していれば私いいと思いますよ、町の経済活性化対策になるので。ただ、商工会に加入していない業者さんのほうにそういうものが流れていっちゃうのはどうかなと私は感じているんですけれども、できればすぐ、休憩してもいいですから、この率を教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 詳しい数字は準備してもらって、お願いします。

私も前の議会のときにちゃんと用意してあったんですけれども、今日持ち合わせがなくて答えられなくて申し訳ないです。

議員が今おっしゃっているのは、本当に商工業者のためにも、いわゆる経済対策というところはあと思うので、おっしゃることはよく分かりますが、ただこの電気、ガス、水道などエネルギー関係のやつは広く町民が、日々生活が圧迫されてきている中で、こういう3,500円ですが、1人当たりすることによって、各家庭、各個人が経済対策の効果を得られるように、受けられるようにということが目的の第一だというふうに我々思っています。

繰り返しますが、商工業者の振興もちろん大事なことだというふうには思っております。という中で、これまでもプレミアム商品券ですとかやったときにも、町内で買うお店がないんです。買いたいお店は茂原に行かないと私はないんですというちょっと残念なご意見もあ

った中で控えている時期もございました。

今は商工会のほうで汗をかいていただいて、今言った商工会の会員さんじゃないところも含めてローリングしていただいている中で、たくさんの商品券を使えるお店を出してきてくれております。そのおかげで前回も97.13%だと思いますけれども、そういう利用率だったということで成果を上げていると思いますので、両方という形になれば一番いいのかもしれませんが、やはり皆さん町民の需要といたしましては、今言った商工会に入っていないお店であっても行きたいんだという需要があるという意味では、振興券の趣旨からして一部そういうところもご理解いただけたらありがたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 今調べていますので、暫時休憩とします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時26分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎会議時間の延長

○議長（柴田 孝君） 審議の途中ですが、お諮りいたします。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、午後6時まで延長することに決定しました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑はございませんか。
報告ね。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

大変失礼いたしました。

コメリにつきましては、前回、全体の35.45%を占めております。また、セブン-イレブンに関しましては、立鳥店は入っております、国府里店が入っていないということで、国府里店は全体の8.81%、合計で44.26%が非加入というところに使われているという、大きなところではその2つというところで、現在把握しております。

ちなみに立鳥店でございますけれども、立鳥店につきましては全体の11.31%が立鳥店で使用していると、これは商工会のほうには加盟しているというところでございます。

以上でございます。

[「国府里店は加盟していないの」「はい」「立鳥が11.31%という答えね。ということは、加盟していないんだから使われていない」「いえ、入っては……」と呼ぶ者あり]

○産業振興課長（小泉義彦君） 商工会には入っていないということで、前回の加盟店には入っているということで、それが8.81%ということでございます。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） また、大きなところでは、中部興産のガソリンスタンドがございしますが、こちらは11.01%の使用率で、こちらは商工会のほうには加盟しております。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

じゃ、実績を聞きまして、コメリが約35.5%、セブンが立鳥が11.31%、国府里が8.8%で約20%ですね。20%の55%がこの大きなやつと、あとはガソリンスタンドの11%、ほとんど、じゃ、そこで埋まっちゃっているということですよ。

そうするとやっぱり町内の商店の皆さんというのは、あまり大きな恩恵を受けていないような感じになっちゃいますけれども、もうちょっと町が経済界対策でやるのであれば、町内の商工業者、商工会に加盟している商工業者のためになるべきだというふうに私は思います。

それともう一点、さっきも言いましたけれども、わざわざ新しくこの地域応援券というものを発行しなくても、現在の町の商工会で作っている商品券を利用したらどうかなというふ

うに思いますけれども、もう一度、お聞きさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

今回の地域応援券につきましては国の事業でございますので、使用期限が決まっております。ですので、今、既存の商工会の商品券と一緒にすることは不可能ではないかなというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） すみません、長々と質問させていただいて申し訳ないんですけども、消費期限なんていうものは、記入すれば、それで用が済むんじゃないですか、商品券に。それと偽造防止とか何かであれば、何千枚必要か分かりませんが、番号を打って、一連番号にすればできるんじゃないですか。それと、この地域活性化券みたいな、それと判こでも押しもらってやれば、十二分にその対応はできるんじゃないかと私は思いますけれども、どうですか。

新しく作るだけが、事務費的なもので印刷費がかかるので、あるものを利用して、例えば3,500円じゃなくて4,000円、配れるものであれば配ってほしいと私は思いますけれども、どうですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほど休憩前の時間にも触れたかもしれませんが、今回、この事業、地方創生臨時交付金を受けてやる事業でございますので、明確に今現在のものとは違うというものが求められると我々は認識しております。

認識しておりますの答弁を今させていただきますが、議会で正式にこのようなご意見をいただいたわけですので、他の事例なども含めて、千葉県さんが取りまとめの状況にあると思いますので、参考までにその辺はちゃんと確認をして、後々お叱りを受けるようなことのないように、その辺は理詰めをした上でやっていこうとは思いますが、そのようなことがあるということ、先ほど言ったホログラムの話もそうですけれども、あと、期限を明確に打って、年度内に実績報告までをするんだという形になっておりますので、その辺を明確に違うものであるということが大事なのかなというところで、今現在制度設計をしてきております。前回もそのようにいたしましたので、今申し上げた答弁のとおりでございますので、何とぞご理解のほどいただければというふうに思っております。

今後、報告などの際に、どれどれどういうわけで、こういうことになりましたと言えるような形を取ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今の答弁ですと納得はいかないんですけれども、というのは、やはり、私、町長に申し上げて悪いんですけれども、ちょうど町長がこの補正予算の説明会をやりますよというときに台風13号の日になっちゃってできなかったわけでございますから、もうちょっとこういう問題、ことについては、事前に議会と協議をしていただいて、ある程度議会のほうが納得したものを、この予算書に予算を立てていただければ、何事もスムーズにやはり行くんじゃないかというふうに私は思いますけれども、町長、そこの一言、今後、どの場面でどれを協議してもらいたいというのは分かりませんが、町長がこれはやっぱり議会の皆さんに説明して同意を得ておいたほうがいいなというものがありましたら、今後議会と事前に相談をしていただきたいと思いますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 池沢議員が言われるとおり、私も本当に何かありましたら議員の皆様と相談して進めていきたいと思っています。

先ほど宮坂議員のところでもありましたけれども、地域交通計画のほうでも、議員の皆様と、今後、交通のほうも相談しながらやらせてもらいたいと思っていますし、今回の案件、本当にちょっと急な9月8日ということになりましたけれども、今までちょっとやっていなかったことをやらせてもらおうと思ったんですけれども、災害に遭ってしまいました。

今後、こういう案件が、皆さんにご相談させていただきながら、事前にこういう話合いの場を持っていきたいと思っていますので、そちらのほうはご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございます。そのようにひとつよろしくお願ひします。

あと、白井企画財政課長にも、ひとつその点を重々よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 7款の土木費の科目2の1番の道路維持費なんですけれども、これの具体的な対象が、もちろんここにはないんですね。いろいろと多分、あちこち直さなきゃ

いけないとかそういう依頼を受けて、その分、超過分がここに示されていると思うんですが、これ、私もそうなんですけれども、町民の方からも、この道路がもう駄目だと。例えば凸凹になっちゃって直してほしいとか、いろんなお話を伺って、それが町のほうに伝わって、例えば担当の方が見に来られたりして、その後どうなっているかというのが分からないんです。

だから今回のこれも、どの部分が入っているのかというのが分からないんですよ。これは町長のほうで、やはり例えば議会だけではなくて、いろんな委員会とかも、今どんどん傍聴できるようにして、情報公開も含めてオープンにしていこうという中で、例えば町民から上がってきたこの依頼事項ですね。主に、これは自治会長経由のものが多いうふうに聞いているんですけれども、それが基本ルートだと。それ以外にも、私もそうなんですけれども、直接ちょっとお願いしたりしたこともあるんですけれども、それが、だから今どのフェーズにあるのか。例えば、これはやらないから、もうリストから落ちているのか、それとも今待ち状態になっているのか。プライオリティーはどこなのかというのが、やはり町民のほうに分かるように、例えばホームページでもいいんですけれども、緊急であれば、あまり重要度がないのであれば、ABCというふうにランクづけするとかして、そこにリスト化して、今、どこの、自分の希望しているものが、今どこにあって、これがいつ頃やられるのか、それに対して予算が取られたのかとか、そういうのが分かるようにしていただけるとすっきりするんですけれども、基本的にはだから足りないと思うんですよ、この道路維持費というのが。大体、お話をすると、いやもう予算が限られているというお話が来るので、であれば、リストでちゃんと並んでいるのが分かれば、もっと予算つけて、これやらなきゃいけないんじゃないかとかというのが分かるわけですよ。そういう何か透明性を少し高めるということをやっていたいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

それこそ、前回の定例会でしょうか。池沢議員のほうからも同様の回答がされるべきというようなことをご指摘いただいております。

それも踏まえまして、できるだけ当課の職員に対しては、そういった形で、できるだけ要望のあった方々に対して、速やかに回答できるようお願いしているところであります。

しかしながら、今、議員のおっしゃるとおり、なかなか予算に伴わないものというものが多分にございますので、今回もこういう形で多くの予算を要求させていただいたところでご

ざいます。

ホームページへの掲載というようなこともございますけれども、まずもって、そういったお問合せをしていただいた方々に丁寧に今後の予定等が、未定なら未定という形でできるように、さらに心がけてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ぜひお願いしたいんですが、そこで、これは例えばリスト化して具体的にここの道路がこういう状態だから、これはプライオリティーとしてここだよというようなものを、例えばオープンにすることというのは何か、例えば個人情報等に関連して支障があるような内容なんでしょうか。それを伺いたいんですが。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご提案のことは、極端なことを言えば、時間をかければというか、労を惜しまなければできると思います。

ただ、本数も、1本、2本ではございません。20本、30本、場合にはなります。そういった加除を職員がその都度しなければなりませんので、その辺が、職員の過度な負担にならないか、先ほど申し上げましたように要請のあった方々には、個別には丁寧にやっぱりやらなきゃいけないというのは前回の議会でもご指摘を受けておりますので、やっていきたいとは存じますけれども、ホームページへの掲載とかそういったことを職員が行っていくこと。一人の職員が恐らく専属でやらなければいけないと思います。いろんな人間がいろんなふうにやってしまいますと、なかなか難しくなると思いますので、ある程度一括した管理が必要だというふうに、この場では考えるところですが、持ち帰りまして、その辺のことが可能なかどうか。可能かという、先ほど申し上げたように、労を惜しまなければできるとは思いますが、道路の維持だけでも、ご要望のあるものは20本、30本、今の時点で既に30本ぐらいございますので、年間を通すとかなりの件数になるかと思えます。

それらどんどん加除すれば、ホームページ上には何本も残らないかもしれませんが、その辺の負担というものも含めまして考えたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ぜひお願いしたいんですけれども、これはあと、町長のほうもやっぱり町のDX化でしたっけ、これを推進するという意味では、あまり労力をかけずに、そういった情報公開がホームページその他SNS含めて、どんどん簡単にできるような、そういう形のDXをぜひ実現していただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ございますか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 21ページの国際交流事業なんですけれども、これ中止ということなんですけれども、これは父兄のアンケートを取ったんでしょうか。町で単独で決めたんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） ご質問ありがとうございます。

今回のオーストラリアの国際交流派遣事業については、4月の段階で受入先のオーストラリアがコロナの関係もあり、非常に受入れ体制が整っていないということが分かっています。

この事業については、ご存じのとおり、長南町と長柄町との協力の事業です。議員ご質問の保護者に対してアンケートを取ったかということについては、取っていません。ただ、そういうオーストラリアの受入先の状況とかいろんなことを鑑みて、4月の段階で、オーストラリアについては厳しいだろうということで、日本の国内で代替事業ができないかということで検討を始めて、ただ、募集を募ったところ、20名の定員に満たなかったため、国内においても中止という経緯があります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 20名に達しなかったということで、大変残念なことかと思えますけれども、当初、オーストラリアの前はシンガポールとか、ほかの国だったかと思うんですけれども、オーストラリアが駄目だったら、受入先、シンガポールとか、どこかほかを探すとか、そういう手だてはしなかったんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） 今年におきましては、オーストラリアというところで検討をしています。ただ、次年度以降については、このコロナの関係が収まっ

ていない可能性もあるので、オーストラリア以外でも、海外の行けるところ、妥当なところはないかということも検討していかなければいけないなと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案ごとに採決いたします。

議案第4号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第10、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育長、石川和之君、退席をお願いします。

〔教育長 石川和之君退席〕

○議長（柴田 孝君） 提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、現在教育長としてご活躍いただいております石川和之氏が10月15日をもって任期満了となりますが、同氏を再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

石川氏は、41年間の長きにわたり千葉県立高校教諭として活躍され、大学勤務を経て、平成31年4月1日に教育長に就任いたしました。以来、様々な問題に積極的に取り組まれ、教育行政の円滑な推進に努められております。

同氏は温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れており、本町教育長として適任でありますので、ここに議員皆様のご同意をお願いするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立全員。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

石川教育長の入場を求めます。しばらくお待ちください。

〔教育長 石川和之君入場〕

○議長（柴田 孝君） ただいま教育長に選任されました石川和之君に一言ご挨拶をお願いします。

○教育長（石川和之君） ようやく発言の機会が来ました。

これからも、学校教育、生涯学習、何よりも子供たちに寄り添って、議員の皆様のお力をお借りしながら仕事に励みたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ありがとうございます。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 続きまして、日程第16、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて提案理由を説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条の規定により、3年の任期で3名の方々に委嘱しております。

このうち、現職の委員であります近藤秋二氏が本年10月28日に任期を迎えますが、引き続き委員に選任したく、ご提案申し上げるものです。

近藤氏は、町内、地域の状況に広く精通され、また、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 孝君） 起立多数。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和5年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時57分